

令和6年2月定例会

(2024年)

# 市議会議案

吹田市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第 2 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	-
報告第 3 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	9	-
報告第 4 号	専決処分報告 令和 5 年度吹田市一般会計補正予算（第 9 号）	11	-
議案第 1 号	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19	5
議案第 2 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21	11
議案第 3 号	吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25	17
議案第 4 号	吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例の制定について	27	19
議案第 5 号	吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	29	27
議案第 6 号	吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	31	33
議案第 7 号	吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	33	45
議案第 8 号	吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35	49
議案第 9 号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	37	51
議案第 10 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41	71
議案第 11 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	43	75
議案第 12 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	45	79
議案第 13 号	吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49	89
議案第 14 号	千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51	93
議案第 15 号	吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53	101
議案第 16 号	予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55	105
議案第 17 号	吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	57	107
議案第 18 号	吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	59	111
議案第 19 号	吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	61	115
議案第 20 号	吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	63	117
議案第 21 号	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	65	119
議案第 22 号	旧市営岸部中（北）住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について	67	121
議案第 23 号	円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について	69	123
議案第 24 号	重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（I 期工事）請負契約の一部変更について	71	125

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 25 号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	73	127
議案第 26 号	豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議について	75	129
議案第 27 号	包括外部監査契約の締結について	77	131
議案第 28 号	市道路線の認定及び廃止について	79	137
議案第 29 号	令和6年度吹田市一般会計予算	-	163
議案第 30 号	令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算	-	395
議案第 31 号	令和6年度吹田市部落有財産特別会計予算	-	-
議案第 32 号	令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	-	-
議案第 33 号	令和6年度吹田市介護保険特別会計予算	-	401
議案第 34 号	令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	-	-
議案第 35 号	令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	-	403
議案第 36 号	令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	-	-
議案第 37 号	令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算	-	-
議案第 38 号	令和6年度吹田市水道事業会計予算	-	409
議案第 39 号	令和6年度吹田市下水道事業会計予算	-	443
議案第 40 号	令和5年度吹田市一般会計補正予算（第10号）	83	467
議案第 41 号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	231	-
議案第 42 号	令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）	255	-
議案第 43 号	令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	273	-
議案第 44 号	令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	315	-
議案第 45 号	令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）	337	-
議案第 46 号	令和5年度吹田市水道事業会計補正予算（第3号）	349	-
議案第 47 号	令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）	369	531



報告第 1 号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年2月16日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和6年 1月17日	25,490円	令和5年5月9日午前9時18分頃、千里丘北第2緑地北側の市道において、相手方個人が歩道を通行していたところ、同緑地の腐朽が進行していた樹木が隣接する千里丘上公園内の樹木を巻き込んで同市道に倒れてきたため、これに驚いた同人が転倒し、負傷されたものです。



損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年2月16日

吹田市長 後藤圭二

専決処分 年月日	損害賠償額（人損 部分のうち1人）	事 故 の 概 要
令和6年 1月29日	67,303円	令和5年8月24日午後1時55分頃、土木部道路室職員運転の道路作業車が、万博記念公園少年球技場南側付近の吹田市千里万博公園6番地先の府道の中央車線を走行中、左側車線を走行していた自動車が急な車線変更を行い、中央車線の真ん中付近まではみ出してきたため、同車を避けたところ、右側車線を走行していた小型貨物車に接触し、同車を運転していた相手方個人が負傷されたものです。



損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年2月16日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額（人損 部分のうち1人）	事 故 の 概 要
令和6年 1月29日	94,311円	令和5年8月24日午後1時55分頃、土木部道路室職員運転の道路作業車が、万博記念公園少年球技場南側付近の吹田市千里万博公園6番地先の府道の中央車線を走行中、左側車線を走行していた自動車が急な車線変更を行い、中央車線の真ん中付近まではみ出してきたため、同車を避けたところ、右側車線を走行していた小型貨物車に接触し、同車に同乗していた相手方個人が負傷されたものです。



報告第4号

専決処分報告

下記事件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年2月16日

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 専決処分年月日 令和6年1月15日
- 2 事 件 名 令和5年度吹田市一般会計補正予算(第9号)

( 1 )

専決第 1 号

令和 5 年度吹田市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0 2 , 3 2 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 6 , 0 2 5 , 1 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 月 1 5 日専決

吹田市長 後 藤 圭 二

( 2 )



# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		35,581,638	702,322	36,283,960
	2 国庫補助金	9,123,744	702,322	9,826,066
歳 入 合 計		165,322,805	702,322	166,025,127

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		80,756,686	702,322	81,459,008
	1 社会福祉費	32,546,369	702,322	33,248,691
歳 出 合 計		165,322,805	702,322	166,025,127

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	5,011,871	702,322	5,714,193
計	9,123,744	702,322	9,826,066

歳入合計	165,322,805	702,322	166,025,127
------	-------------	---------	-------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	702,322	

--	--	--

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

( 5 )

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 社会福祉総務費	6,100,912	702,322	6,803,234	702,322		
計	32,546,369	702,322	33,248,691	702,322		

歳出合計	165,322,805	702,322	166,025,127	702,322		
------	-------------	---------	-------------	---------	--	--

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	10 需 用 費	50	消耗品費
	11 役 務 費	2,272	通信運搬費 1,392 手数料 880
	18 負担金、補助及び 交付金	700,000	低所得者支援給付金

--	--	--	--

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

( 7 )



## 議案第 1 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

## 吹田市条例第 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年吹田市条例第17号）の  
一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、「第13条－第17条」を「第14条－第  
18条」に、「第18条－第25条」を「第19条－第26条」に改める。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第11条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第25条を第26条とし、第18条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章中第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「第11条」を  
「第12条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を  
第14条とする。

第2章中第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第12条 勤勉手当は、5月1日及び11月1日（以下この項においてこれらの日を  
「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、当該任用の期間等を考慮し  
て市長が定める職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間にお  
ける当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の翌月

（1）

の市長が定める日に支給するものとする。これらの基準日の前日に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条第3項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 吹田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年吹田市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第10条第1項中「以内」の次に「（会計年度任用職員にあっては、基準日の前日以前6箇月以内。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「第29条の2第1項」の次に「又は会計年度給与条例第12条第1項」を加え、「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。  
第15条中「第19条」を「第20条」に改める。

（提案理由）

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第 2 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市手数料条例（平成12年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表第1号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表第2号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表第6号中「閲覧」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同表第8号とし、同表第5号中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同表第7号とし、同表第4号の次に次の2号を加える。

(5)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定め	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
-----	---	-------------------------

	<p>る金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。以下この号及び次号において「電磁的方法」という。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電磁的方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
(6)	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電磁的方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電磁的方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を設定するため必要があるので、本案を提出するものです。



## 議案第 3 号

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

## 吹田市条例第 号

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年吹田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1」を「別表の各項」に、「下欄に掲げる事務（」を「当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。」に改め、同条第2項中「法別表第2の第1欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報のほか、」を「利用特定個人情報であって自らが保有するもの及び」に改め、「定める特定個人情報」の次に「であって自らが保有するもの」を加える。

第4条第1項中「生活保護関係情報」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に、「地方税関係情報、住民票関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報」に改め、「記録される」の次に「事項に関する」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」に改め、同条第2項中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

附 則

（ 1 ）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

（ 2 ）

議案第 4 号

吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例（案）

第1条 吹田市立児童会館条例（昭和55年吹田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に健全な遊び」を「が安心して遊び、過ごすことができる居場所」に、「その健康を増進し、情操を豊かにする」を「児童の心身の健やかな成長、発達及びその自立を支援する」に改める。

第2条第12号中「吹田市古江台3丁目8番」を「吹田市古江台3丁目8番1号」に改める。

第3条第1項中「児童会館は、その」を「第1条の」に、「次の」を「児童会館（北千里児童センターを除く。）は次の事業を行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの」に改め、同項第1号中「指導」を「支援」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「育成指導」を「支援」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自主学習の場その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供に関する  
こと。

(3) 児童及びその保護者からの相談に関すること。

第3条第2項中「家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に関する」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援  
に関する事業

(2) 児童と地域住民等との交流を図るための場を提供する事業その他の児童と地

## 域との交流に資する事業

第4条第1項中「前条第1項」の次に「(第3号を除く。)」を加え、同項第1号中「小学生」の次に「及び中学生(北千里児童センターにあつては、市内に居住する小学生)」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「前条第2項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第1項第3号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、前項第1号に掲げる者及び市内に居住する乳幼児並びにそれらの保護者とする。

第2条 吹田市立児童会館条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 吹田市立日の出町児童センター 吹田市日の出町1666番6及び1666番8

第4条第1項第1号中「中学生(」の次に「日の出町児童センターにあつては市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(乳幼児を除く。)、」を加え、「、市内」を「市内」に改める。

第3条 吹田市立児童会館条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条の」を「児童会館は、その」に改め、「児童会館(北千里児童センターを除く。)は」及び「行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの事業を」を削る。

第4条第1項第1号中「日の出町児童センターにあつては」を「日の出町児童センターにあつては、」に改め、「、北千里児童センターにあつては市内に居住する小学生」を削る。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中吹田市立児童会館条例第2条第12号の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 規則で定める日
- (3) 第3条の規定 令和9年4月1日

## (提案理由)

児童会館の取組の拡大等を行うとともに、高城児童会館の位置及び名称を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第 5 号

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例（案）

吹田市立教育・保育施設条例（平成27年吹田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 吹田市立やまだこども園 吹田市尺谷27番1号

第4条第5号を削る。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) やまだこども園 118人

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

南山田幼稚園及び山田保育園を統合し、幼保連携型認定こども園とするため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第 6 号

吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

吹田市介護保険条例（平成12年吹田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「35,880円」を「34,289円」に改め、同項第2号中「50,232円」を「48,984円」に改め、同項第3号中「52,026円」を「51,245円」に改め、同項第4号中「62,790円」を「65,940円」に改め、同項第5号中「71,760円」を「75,360円」に改め、同項第6号中「77,142円」を「81,012円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第7号中「78,936円」を「82,896円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第8号中「80,730円」を「84,780円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第9号中「83,959円」を「88,548円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第10号中「93,288円」を「97,968円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第11号中「112,663円」を「118,315円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第12号中「114,816円」を「120,576円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第13号中「129,168円」を「139,416円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第14号中「138,138円」を「158,256円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に

(1)

改め、同項第15号中「150,696円」を「173,328円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第19号中「229,632円」を「263,760円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号中「200,928円」を「241,152円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「179,400円」を「218,544円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「165,048円」を「203,472円」に改め、同号イ中「第18号イ」を「第19号イ」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 188,400円

ア 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）

第3条第2項第1号中「21,528円」を「21,478円」に改め、同項第2号中「32,292円」を「33,912円」に改め、同項第3号中「48,438円」を「50,868円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率の改定を行うため必要があるもので、本案を提出するものです。

議案第 7 号

吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例（案）

吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項に次の1号を加える。

- (23) 第10号に規定する指定の更新の申請及び第14号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の更新につき10,000円

第19条第3項中「第22号」を「第23号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定介護予防支援事業者の指定の要件が変更されたことに伴い、指定の更新の同時申請に係る手数料を設定するため必要があるので、本案を提出するものです。



## 議案第 8 号

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

## 吹田市条例第 号

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年吹田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「医療型児童発達支援に」を「同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に」に、「同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター又は同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関」を「法人又は病院若しくは診療所」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### （提案理由）

児童福祉法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。





議案第 9 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

吹田市国民健康保険条例（昭和35年吹田市条例第363号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「昭和33年政令第362号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」及び「（以下「基礎賦課総額」という。）」を削り、同条第1号ア中「一般被保険者に係る」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに一般被保険者に係る」を「及び」に、「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を「を除く。）の額」に改め、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等

に係る療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) 」を削る。

第10条(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、後段を削る。

第11条(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「国民健康保険法施行令」を「政令」に改める。

第12条(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の2から第12条の4の2までを削る。

第12条の5中「又は第12条の2第1項」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条第1項の基礎賦課額と第12条の2第1項の基礎賦課額との合算額。第16条の2第1項において同じ。)」を削り、「650,000円」を「大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の限度額」に改め、同条を第12条の2とする。

第12条の5の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、「(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)」を削り、同条第1号中「であつて、一般被保険者に係るもの」を削り、「以下この号」を「次号」に改め、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削り、「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条を第12条の4とする。

第12条の5の4(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条を第12条の5とする。

第12条の5の5(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条を第12条の5の2とする。

第12条の5の6から第12条の5の9までを削る。

第12条の5の10中「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に改め、「(一般被保険者等と退職被保険者とが同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。)」を削り、「220,000円」を「大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく後期高齢者支援金等賦課額の限度額」に改め、同条を第12条の5の3とする。

第12条の6中「(以下「介護納付金賦課総額」という。)」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第12条の10中「170,000円」を「大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく介護納付金賦課額の限度額」に改める。

第16条第1項中「国民健康保険法施行令」を「政令」に改め、「若しくは第12条の2」を削り、「第12条の5の3若しくは第12条の5の6」を「第12条の4」に改め、「若しくは第12条の4」を削り、同条第2項中「若しくは特例対象被保険者等」及び「若しくは第12条の2」を削り、「第12条の5の3若しくは第12条の5の6」を「第12条の4」に改め、「若しくは第12条の4」を削る。

第16条の2第1項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同項第1号中「国民健康保険法施行令」及び「同令」を「政令」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に、「あつて同号」を「あつて前号」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に、「第12条の5」を「第12条の2」に、「第12条の5の10」を「第12条の5の3」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に改め、「又は第12条の5の9第2項において準用する第12条第2項」を削り、「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」を「第12条の4第2項」に改め、同条第5項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改める。

第16条の3中「(国民健康保険法施行令)を「(政令)に改め、「、「国民健康保険法施行令」とあるのは「同令」と」を削る。

第16条の5第1項中「又は第12条の4」を削り、同条第3項中「又は第12条の4」を削り、「第12条の5の5第1項又は第12条の5の8」を「第12条の5の2第1項」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に改め、同条第4項第1号中「又は第12条の4」を削り、同条第6項中「又は第12条の4」を削り、「第12条の5の5第1項又は第12条の5の8」を「第12条の5の2第1項」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に改める。

第16条の6第1項中「国民健康保険法施行令」を「政令」に改め、「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同条第4項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に、「第12条の5」を「第12条の2」に、「第12条の5の10」を「第12条の5の3」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に、「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」を「第12条の4第2項」に改め、同条第5項中「又は第12条の

2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同条第6項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同条第9項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に、「第12条の5」を「第12条の2」に、「第12条の5の10」を「第12条の5の3」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に、「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」を「第12条の4第2項」に改め、同条第10項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正内容に準じ保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料の賦課限度額を大阪府国民健康保険運営方針に定める内容のとおりとするため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第10号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

吹田市条例第 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（案）

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年吹田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公共団体等以外の者において公益事業（市民の福祉の増進を図るため特に必要と認めるものに限る。）の用に供するとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの対象を拡大するため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第 11 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 2 月 16 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

吹田市建築基準法施行条例（平成 12 年吹田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「に規定する建築主事の」を「の規定による」に改め、同条第 2 項中「基づき、法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の」を「よる」に改める。

第 6 条第 2 項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 5 項中「計画が」を「計画について」に、「に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第 18 条第 4 項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかについての同項ただし書に規定する建築主事による」を「又は法第 18 条第 4 項ただし書の規定による建築主事等の」に改める。

第 7 条第 4 項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第 8 条第 5 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 11 条第 1 項の表第 34 号の次に次の 1 号を加える。

(34)の 2	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	27,000円
---------	---	---------

附 則

( 1 )

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の敷地の接道義務の適用除外の対象となる既存不適格建築物の大規模修繕等の認定に係る手数料等を設定するため必要があるので、本案を提出するものです。

( 2 )



議案第12号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市手数料条例（平成12年吹田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6項の表第1号中「宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、「次号」の次に「及び第3号」を加え、「切土等」を「盛土等」に、「13,000円」を「14,300円」に、「23,000円」を「25,900円」に、「33,000円」を「37,300円」に改め、「2,000平方メートルを超え」の次に「3,000平方メートル以内のものは57,300円、3,000平方メートルを超え」を加え、「51,000円」を「71,600円」に、「73,000円」を「96,300円」に、「120,000円」を「150,600円」に、「180,000円」を「235,200円」に、「270,000円」を「377,200円」に、「360,000円」を「541,500円」に、「460,000円」を「723,600円」に改め、同表第2号中「宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、「460,000円」を「723,600円」に改め、同号ア中「切土等」を「盛土等」に改め、「得た額」の次に「（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。）」を加え、同号イ中「切土等」を「盛土等」に改め、同号ウ中「12,000円」を「13,500円」に改め、同表第4号中「宅地造成工事」を「宅地造成及び特定盛土等に関する工事」に改め、「の申請に対する審査」を削り、「4,800円」を「5,500円」に改め、同号を同表第7号とし、同表第3号中「宅地造成工事許可等証明の申請に対する審査」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可等を受けたことの証明」に、「980円」を「650円」に改め、同号を同表第6号とし、同表第2号の次に次の3号を加える。

(3)	宅地造成又は特定盛土等に関する工	盛土等の土地の面積が500平方メー
-----	------------------	-------------------

(1)

	<p>事の中間検査</p>	<p>トル以内のものは3,900円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは4,300円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは4,800円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは5,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは6,100円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは7,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは9,200円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは12,600円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは18,100円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは24,600円、100,000平方メートルを超えるものは31,800円</p>
(4)	<p>土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のものは12,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは15,100円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは17,800円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは22,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは30,800円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは34,800円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは41,700円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは56,700円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは77,400円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは115,400</p>

		円、100,000平方メートルを超えるものは144,200円
(5)	土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が144,200円を超えるときは、144,200円とする。</p> <p>ア 土石の堆積をする土地に係る工事の計画の変更（イに該当する部分を除く。）については、当該変更前の土石の堆積をする土地の面積（その面積が減少する場合にあっては、減少後の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。）</p> <p>イ 土石の堆積をする土地に係る工事の計画の変更のうち、新たに土石の堆積をする土地を加える部分については、新たに加える土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、13,500円</p>

別表第12項の表第1号ア(ア)及び(カ)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第14項の表（備考を除く。）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の備考第6項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、別表第12項の表及び別表第14項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年7月1日前に許可を受けた宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対

する審査に係る手数料の額については、この条例による改正後の吹田市手数料条例別表第6項の表第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、特定盛土等に関する工事の許可の申請等に対する審査手数料の設定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

( 4 )

## 議案第13号

吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

吹田市条例第 号

吹田市開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市開発事業の手續等に関する条例（平成16年吹田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「対象宅地造成行為」を「対象宅地造成等行為」に改め、同条第9号及び第10号中「対象宅地造成行為」を「対象宅地造成等行為」に、「宅地造成を」を「宅地造成等を」に改める。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第20条中「第3項」を「第2項」に改める。

第30条第3項中「の道路」の次に「（建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるもの（以下この項において「2項道路」という。）を含む。）」を、「位置指定道路」の次に「、築造する擁壁（高さが2メートルを超えるものに限る。）に面する2項道路」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市開発事業の手續等に関する条例第30条第3項の

（1）

規定は、令和6年4月1日以後に大規模開発事業構想届出書（大規模開発事業構想届出書の提出を要しない大規模開発事業にあつては、大規模開発事業事前協議承認申請書）又は中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出のあつた開発事業について適用し、同日前に提出のあつた開発事業については、なお従前の例による。

（提案理由）

構造等に係る基準の適用の対象となる道路の範囲を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

（ 2 ）

議案第14号

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

吹田市条例第 号

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年吹田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第25号中「係る」の次に「次に掲げる」を加え、「（以下「古江台3丁目地区整備計画」という。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 第1地区に係る地区整備計画（以下「古江台3丁目第1地区整備計画」という。）

イ 第2地区に係る地区整備計画（以下「古江台3丁目第2地区整備計画」という。）

第4条第2号中「古江台3丁目地区整備計画」を「古江台3丁目第1地区整備計画」に改める。

第5条第1号中「及び古江台3丁目地区整備計画」を「、古江台3丁目第1地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

第6条第1項第1号中「及び佐竹台2丁目第2地区整備計画」を「、佐竹台2丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

第8条第2項第3号中「及び藤白台5丁目地区整備計画」を「、藤白台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

第9条第1項第2号中「古江台3丁目地区整備計画」を「古江台3丁目第1地区整

備計画」に改める。

第13条第1項第4号中「津雲台5丁目第2地区整備計画」の次に「及び古江台3丁目第2地区整備計画」を加え、同項第19号中「古江台3丁目地区整備計画」を「古江台3丁目第1地区整備計画」に改める。

第14条第1項第3号中「及び高野台4丁目第2地区整備計画」を「、高野台4丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

北部大阪都市計画千里ニュータウン地区地区計画に新たに追加した地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第15号

吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年吹田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「365,300人」を「390,000人」に改め、同条第5項中「141,000立方メートル」を「130,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

給水人口及び1日最大給水量を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。



## 議案第16号

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭二

## 吹田市条例第 号

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）

（予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例の一部改正）  
第1条 予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例（昭和41年吹田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（吹田市監査委員に関する条例の一部改正）

第2条 吹田市監査委員に関する条例（平成3年吹田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 17 号

吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 2 月 16 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市公民館条例の一部を改正する条例（案）

吹田市公民館条例（昭和 36 年吹田市条例第 399 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 18 号中「吹田市古江台 3 丁目 8 番」を「吹田市古江台 3 丁目 8 番 1 号」に改める。

第 11 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 社会教育法第 22 条に規定する事業の実施に関する業務

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の業務を拡大するため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第18号

吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防団条例の一部を改正する条例（案）

吹田市消防団条例（昭和25年吹田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときは、これを」を「次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

第8条に次の1項を加える。

2 任命権者は、前項に定めるもののほか、休団をしている団員が、休団の期間が満了してもなお職務に復帰しないときは、これを免職することができる。

第8条を第9条とする。

第7条中「申し出なければ」を「申し出て、その承認を受けなければ」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2号中「前条第1号」を「第5条第1号」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（休団）

第6条 団員は、その身分を保有したまま職務への従事を長期間にわたり休止することができる。

2 団員は、前項の規定による職務への従事の休止（以下「休団」という。）をしようとするときは、あらかじめ、書面により任命権者に申し出て、その承認を受けなければならない。休団から職務に復帰しようとするときも同様とする。

3 休団の期間は、3年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、休団をしている団員から書面により休団の期間の延長を希望する旨の申出があつた場合において、当該申出に理由があると認めるときは、必要と認める期間の範囲内でこれを延長することができる。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防団員の身分の取扱いを変更するため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第 19 号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 6 年 2 月 16 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

吹田市消防団員等公務災害補償条例（昭和 33 年吹田市条例第 326 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を引き上げるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第20号

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市消防保安事務手数料条例（平成24年吹田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第2号中「いう。」の次に「以下この項、」を、「定める額」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円）」を加え、同表第5項第1号中「（昭和42年法律第149号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガスの製造の許可に係る手数料を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。



議案第 21 号

(仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

本市は、(仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約(平成21年9月28日議決第80号、平成23年12月26日議決第123号、平成24年9月26日議決第88号、平成25年3月27日議決第36号、平成27年3月25日議決第16号、平成28年3月25日議決第24号、平成29年3月22日議決第18号、平成30年3月26日議決第26号、平成31年3月25日議決第16号、令和2年3月23日議決第19号、令和3年3月23日議決第20号、令和4年3月23日議決第16号、令和4年6月29日議決第62号、令和5年3月23日議決第16号)の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 契約金額	<p>8,401,532,387円が金利変動及び物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額</p> <p>内 訳 設計・建設に係る対価 5,248,517,066円が金利変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 維持管理・運営に係る対価 3,153,015,321円が物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額</p>	<p>8,457,392,677円が金利変動及び物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額</p> <p>内 訳 設計・建設に係る対価 5,248,517,066円が金利変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 維持管理・運営に係る対価 3,208,875,611円が物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額</p>

#### 変更理由

（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約において、維持管理・運営に係る対価について、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は、改定を行うことが定められているところ、維持管理・運営に係る対価のうち、建物維持管理関連業務費、コンシェルジュ等運営業務費及び修繕業務費について、前回改定時の指標値の平均指数と改定対象年度（令和6年度）の2年度前（令和4年度）の指標値の平均指数をそれぞれ比較すると、1.5ポイント以上増加したため。

## 議案第22号

### 旧市営岸部中（北）住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について

本市は、旧市営岸部中（北）住宅解体撤去工事請負契約（令和5年6月12日議決第47号）の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

#### 変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	376,184,600円	452,453,100円

#### 変更理由

請負者が実施したアスベストの事前調査により、住棟（E棟）において当初想定していた場所以外からアスベストの含有が確認されたため、除去に必要な工事費を増額するもの。

また、住棟（G棟）の外壁下地調整塗材に含まれるアスベストが当初想定していたより強固に付着しており、設計図書で指定していた工法では除去できないことが判明し、より除去性能の高い工法に変更するため、工事費を増額するもの。





## 議案第23号

### 円山町1号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について

本市は、円山町1号橋拡幅改良工事請負契約（令和4年9月29日議決第96号、令和5年10月10日議決第89号）の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭二

#### 変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	307,740,400円	333,095,400円

#### 変更理由

河川区域内での施工について、河川管理者から、河川が増水しやすい出水期間は工事を中止するよう指示を受けたため、工事中止期間における現場の維持管理等に要する費用が増加するもの。

その他、掘削の結果、発見されたコンクリート障害物の撤去や近隣住民からの要望による防音マットの設置、歩行者の安全確保のための仮歩道橋の設置などと併せて、現場条件により差異が生じた函渠設置工などの設計数量についても変更を行うことから費用が増額するもの。



議案第24号

重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更について

本市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約（令和4年6月29日議決第61号）の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	836,638,000円	906,114,000円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により請負金額が変更になるため。



議案第25号

公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

本市は、公用車の交通事故について、次のとおり損害賠償額を決定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 本件事故による損害賠償額を金993,080円と定めます。
- 2 損害賠償の相手方  
公用車の交通事故により負傷した個人

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき本案を提出するものです。



## 議案第26号

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約  
の一部変更に関する協議について

地方自治法第252条の6の規定により、次のとおり規約を定め、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更することについて、関係市と協議します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約  
の一部を変更する規約（案）

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約（令和3年1月15日締結）の一部を次のように変更する。

第5条中「吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内」を「吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

協議会の事務所の変更に係る規約の一部変更について関係市と協議を行うため、本案を提出するものです。





議案第27号

包括外部監査契約の締結について

本市は、包括外部監査契約を次のとおり締結します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤 圭 二

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 契約の目的   | 地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告を受けること |
| 2 契約期間    | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで   |
| 3 契約金額    | 12,100,000円を上限とする額  |
| 4 費用の支払方法 | 監査に関する報告書の受領後に一括で支払い  |
| 5 契約の相手方  | .....<br>弁護士 久保井 聡 明  |

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものです。

(個人情報保護のため一部をマスキングしています。)



議案第 28 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次の路線を認定及び廃止します。

令和 6 年 2 月 16 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

路線認定

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地
1	藤白台58号線	藤白台5丁目125番23地先から 藤白台5丁目125番15地先まで	
2	藤白台59号線	藤白台5丁目125番96地先から 藤白台5丁目125番107地先まで	
3	藤白台60号線	藤白台5丁目125番86地先から 藤白台5丁目125番15地先まで	
4	藤白台61号線	藤白台5丁目125番152地先から 藤白台5丁目125番152地先まで	
5	藤白台62号線	藤白台5丁目125番125地先から 藤白台5丁目125番129地先まで	
6	藤白台63号線	藤白台5丁目125番138地先から 藤白台5丁目125番142地先まで	
7	青葉丘南19号線	青葉丘南3467番25地先から 青葉丘南3467番10地先まで	
8	春日30号線	春日3丁目93番132地先から 春日3丁目34番10地先まで	
9	岸部北130号線	岸部北3丁目128番1地先から 岸部北3丁目128番4地先まで	
10	泉町31号線	泉町2丁目3071番1地先から 泉町2丁目3071番3地先まで	
11	青葉丘南20号線	青葉丘南252番11地先から 青葉丘南3467番4地先まで	
12	穂波町25号線	穂波町23番31地先から 穂波町23番64地先まで	
13	末広町18号線	末広町1601番11地先から 末広町1432番4地先まで	
14	津雲台歩行者専用33号線	津雲台7丁目20番45地先から 津雲台7丁目20番45地先まで	
15	高浜南高浜線	高浜町707番1地先から 南高浜町大阪市域界まで	

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地
16	内本町44号線	内本町2丁目685番2地先から 内本町2丁目700番3地先まで	

路線廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地
1	川岸南吹田線	川 岸 町 1 番 1 地 先 から 南 吹 田 2 丁 目 2 番 3 地 先 まで	
2	青葉丘南新芦屋上1号線	新 芦 屋 下 217 番 1 地 先 から 新 芦 屋 上 3231 番 地 先 まで	

議案第40号

令和5年度吹田市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度吹田市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,894,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,919,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二





第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		70,668,800	1,112,482	71,781,282
	1 市 民 税	34,571,807	673,774	35,245,581
	2 固 定 資 産 税	26,931,761	284,400	27,216,161
	4 市 た ば こ 税	1,763,821	114,807	1,878,628
	7 都 市 計 画 税	6,025,766	39,501	6,065,267
2 地 方 譲 与 税		583,000	32,000	615,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	138,000	10,000	148,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	405,000	22,000	427,000
3 利 子 割 交 付 金		57,000	9,000	66,000
	1 利 子 割 交 付 金	57,000	9,000	66,000
4 配 当 割 交 付 金		955,000	△305,000	650,000
	1 配 当 割 交 付 金	955,000	△305,000	650,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		1,011,000	106,000	1,117,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,011,000	106,000	1,117,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,850,000	△1,063,000	8,787,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,850,000	△1,063,000	8,787,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		91,000	67,000	158,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	91,000	67,000	158,000
9 地 方 特 例 交 付 金		387,000	△48,000	339,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	387,000	△48,000	339,000
10 地 方 交 付 税		1,501,000	1,652,241	3,153,241
	1 地 方 交 付 税	1,501,000	1,652,241	3,153,241
13 使 用 料 及 び 手 数 料		2,654,916	△24,729	2,630,187
	1 使 用 料	2,122,160	△20,295	2,101,865

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手 数 料	532,756	△4,434	528,322
14 国 庫 支 出 金		36,283,960	1,497,036	37,780,996
	1 国 庫 負 担 金	26,365,099	△426,621	25,938,478
	2 国 庫 補 助 金	9,826,066	1,928,023	11,754,089
	3 委 託 金	92,795	△4,366	88,429
15 府 支 出 金		12,334,085	△518,865	11,815,220
	1 府 負 担 金	8,597,647	143,758	8,741,405
	2 府 補 助 金	3,008,800	△624,655	2,384,145
	3 委 託 金	727,638	△37,968	689,670
16 財 産 収 入		122,231	44,454	166,685
	1 財 産 運 用 収 入	90,968	4,519	95,487
	2 財 産 売 払 収 入	31,263	39,935	71,198
17 寄 附 金		2,296,233	11,331	2,307,564
	1 寄 附 金	2,296,233	11,331	2,307,564
18 繰 入 金		13,712,467	△5,387,808	8,324,659
	1 基 金 繰 入 金	13,647,477	△5,512,990	8,134,487
	2 特 別 会 計 繰 入 金	64,990	125,182	190,172
19 諸 収 入		3,378,361	169,303	3,547,664
	2 貸 付 金 元 利 収 入	300,789	100,202	400,991
	3 受 託 事 業 収 入	15,975	△15,549	426
	4 収 益 事 業 収 入	466,901	98,219	565,120
	5 雑 入	2,515,081	△13,569	2,501,512
20 市 債		8,948,000	4,221,400	13,169,400
	1 市 債	8,948,000	4,221,400	13,169,400

( 4 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		－	1,319,898	1,319,898
	1 繰越金	－	1,319,898	1,319,898
歳入	合計	166,025,127	2,894,743	168,919,870

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		762,201	△31,545	730,656
	1 議会費	762,201	△31,545	730,656
2 総務費		15,349,943	△361,352	14,988,591
	1 総務管理費	11,855,107	△150,034	11,705,073
	2 徴税費	1,777,694	△118,287	1,659,407
	3 戸籍住民登録費	1,093,495	1,786	1,095,281
	4 選挙費	487,016	△87,794	399,222
	5 統計調査費	34,766	△3,588	31,178
	6 監査委員費	101,865	△3,435	98,430
3 民生費		81,459,008	△487,229	80,971,779
	1 社会福祉費	33,248,691	△476,237	32,772,454
	2 児童福祉費	34,011,489	△22,249	33,989,240
	3 生活保護費	11,162,716	△25,677	11,137,039
	4 災害救助費	1,330	300	1,630
	5 国民年金費	69,470	3,693	73,163
	6 国民健康保険費	2,965,312	32,941	2,998,253
4 衛生費		17,472,547	△937,910	16,534,637
	1 保健衛生費	10,603,901	△918,120	9,685,781
	2 清掃費	6,868,646	△27,834	6,840,812
	3 上水道費	—	8,044	8,044
5 労働費		208,044	△19,545	188,499
	1 労働諸費	208,044	△19,545	188,499
6 農業費		77,821	△4,291	73,530
	1 農業費	77,821	△4,291	73,530

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		1,784,750	△38,551	1,746,199
	1 商 工 費	1,784,750	△38,551	1,746,199
8 土 木 費		16,074,655	△533,089	15,541,566
	1 土 木 管 理 費	2,936,035	△76,041	2,859,994
	2 道 路 橋 梁 費	2,286,473	△43,647	2,242,826
	3 水 路 費	228,156	△30,619	197,537
	4 土 木 整 備 費	161,513	△14,700	146,813
	5 都 市 計 画 費	9,655,294	△227,661	9,427,633
	6 住 宅 費	807,184	△140,421	666,763
9 消 防 費		9,119,920	△210,992	8,908,928
	1 消 防 費	9,119,920	△210,992	8,908,928
10 教 育 費		16,864,990	5,504,562	22,369,552
	1 教 育 総 務 費	5,428,576	△170,997	5,257,579
	2 小 学 校 費	2,691,046	3,340,868	6,031,914
	3 中 学 校 費	1,252,987	2,680,532	3,933,519
	4 幼 稚 園 費	1,220,177	△126,488	1,093,689
	5 社 会 教 育 費	3,225,719	△223,858	3,001,861
	6 保 健 体 育 費	3,046,485	4,505	3,050,990
11 公 債 費		6,717,965	△37,244	6,680,721
	1 公 債 費	6,717,965	△37,244	6,680,721
12 諸 支 出 金		31,329	51,929	83,258
	1 公 共 施 設 等 整 備 積 立 基 金 費	31,319	51,937	83,256
	2 土 地 開 発 基 金 費	10	△8	2
歳 出 合 計		166,025,127	2,894,743	168,919,870

( 7 )

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項
2 総 務 費	3 戸 籍 住 民 登 録 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費
	5 都 市 計 画 費
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	5 社 会 教 育 費
	6 保 健 体 育 費

事業名	金額
	千円
戸籍住民登録事業	46,576
低所得者支援給付金給付事業	402,813
高齢者福祉施設補助事業	284,239
高齢者施策推進事業	227,801
(仮称)山田こども園整備事業	241,651
予防接種事業	288,457
道路管理事業	10,340
道路新設改良事業	96,310
公共交通施設等対策事業	9,095
橋梁新設改良事業	219,312
都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業	18,478
佐井寺西土地区画整理事業	699,264
上の川周辺整備事業	200,309
学校教育推進事業	214,568
小学校改修事業	3,412,140
中学校改修事業	2,760,569
旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)保存活用事業	114,171
小学校給食事業	38,674

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
北千里駅前地区再開発事業に係る 環境影響評価業務	令和5年度～令和7年度

廃 止

事 項	期 間
千里丘朝日が丘線支障物件移設費用	令和6年度



限 度 額	備 考
千円 0	終期を令和6年度から令和7年度に変更

限 度 額	備 考
千円 306	

## 第 4 表 地方債補正

変 更

起債の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
総合運動場 改修事業	千円 220,500	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均 等、年賦元利 均等、当初発 行額の3%以 上半年賦、半 年賦元金均等、 年賦元金均等、 満期一括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしく は繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
市民体育館 改修事業	51,900	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
市民プール 改修事業	82,400	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
武道館 改修事業	79,700	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
本庁舎 改修事業	275,300	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
公有財産 整備事業	18,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
急傾斜地安全 対策事業	17,000	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上

補 正 後								
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					
			区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他	
千円 119,300	普通貸借 または 証券発行	%以内  5.0	政 府  府  銀 行  そ の 他	年以内  20	年以内  3	半年賦元利均 等、年賦元利 均等、当初発 行額の3%以 上半年賦、半 年賦元金均等、 年賦元金均等、 満期一括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしく は繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。	
42,200	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
41,300	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
37,600	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上	
17,700	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
27,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上	
5,200	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上	

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
留守家庭 児童育成室 整備事業	千円 60,800	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均 等、年賦元利 均等、当初発 行額の3%以 上半年賦、半 年賦元金均等、 年賦元金均等、 満期一括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしく は繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
幼保連携型 認定こども 園整備事業	46,200	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
公立保育所 改修事業	5,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
破碎選別工場 整備事業	288,500	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
道路整備事業	587,800	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
橋梁新設 改良事業	192,300	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
公営住宅 建設事業	323,900	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上

補 正 後							
限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			区分	償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 50,800	普通貸借 または 証券発行	%以内  5.0	政 府  府  銀 行  そ の 他	年以内  20	年以内  3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。
106,400	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
3,300	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
285,800	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
425,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
249,900	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
185,300	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
上の川周辺 整備事業	千円 396,600	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均 等、年賦元利 均等、当初発 行額の3%以 上半年賦、半 年賦元金均等、 年賦元金均等、 満期一括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしく は繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
公園整備事業	184,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
佐井寺西 土地区画 整理事業	450,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
土木庁舎 建設事業	680,400	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
消防防災施設 設備整備事業	767,000	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
消防庁舎 建設事業	1,945,900	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
義務教育施設 整備事業	184,900	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上

補 正 後							
限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			区分	償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 310,000	普通貸借 または 証券発行	%以内  5.0	政 府  府  銀 行  そ の 他	年以内  20	年以内  3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。
183,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
196,900	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
676,600	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
513,700	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
1,954,800	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
5,862,200	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
地区公民館 整備事業	千円 46,200	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半年賦元利均 等、年賦元利 均等、当初発 行額の3%以 上半年賦、半 年賦元金均等、 年賦元金均等、 満期一括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしく は繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
教育センター 建設事業	1,124,100	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
文 化 財 保存事業	64,500	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
公立幼稚園 改修事業	15,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上



補 正 後							
限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
			区分	償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 3,100	普通貸借 または 証券発行	%以内 5.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。
1,127,700	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
35,900	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
8,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

廃止

起債の目的	限度額
市民センター改修事業	千円 28,400
コミュニティセンター改修事業	4,300
児童会館建設事業	18,600
高齢者いこいの間整備事業	6,800
総合福祉会館改修事業	44,900
シルバーワークプラザ改修事業	29,900
障害者支援交流センター改修事業	5,900

備 考

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1 個人	30,289,890	109,247	30,399,137
2 法人	4,281,917	564,527	4,846,444
計	34,571,807	673,774	35,245,581

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	26,343,777	284,400	26,628,177
計	26,931,761	284,400	27,216,161

(項) 4 市たばこ税

1 市たばこ税	1,763,821	114,807	1,878,628
計	1,763,821	114,807	1,878,628

(項) 7 都市計画税

1 都市計画税	6,025,766	39,501	6,065,267
計	6,025,766	39,501	6,065,267

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	138,000	10,000	148,000
計	138,000	10,000	148,000

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	405,000	22,000	427,000
計	405,000	22,000	427,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年課税分	109,247	
1 現年課税分	564,527	

1 現年課税分	284,400	

1 現年課税分	114,807	

1 現年課税分	39,501	

1 地方揮発油譲与税	10,000	

1 自動車重量譲与税	22,000	

(款) 1 市税 (項) 1 市民税  
~ (款) 2 地方譲与税 (項) 2 自動車重量譲与税

( 23 )

(款) 3 利子割交付金  
(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 利子割交付金	57,000	9,000	66,000
計	57,000	9,000	66,000

(款) 4 配当割交付金  
(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	955,000	△ 305,000	650,000
計	955,000	△ 305,000	650,000

(款) 6 法人事業税交付金  
(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	1,011,000	106,000	1,117,000
計	1,011,000	106,000	1,117,000

(款) 7 地方消費税交付金  
(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	9,850,000	△ 1,063,000	8,787,000
計	9,850,000	△ 1,063,000	8,787,000

(款) 8 環境性能割交付金  
(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	91,000	67,000	158,000
計	91,000	67,000	158,000

(款) 9 地方特例交付金  
(項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	387,000	△ 48,000	339,000
計	387,000	△ 48,000	339,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子割交付金	9,000	

1 配当割交付金	△ 305,000	

1 法人事業税交付金	106,000	

1 地方消費税交付金	△ 1,063,000	

1 環境性能割交付金	67,000	

1 地方特例交付金	△ 48,000	

(款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金  
～ (款) 9 地方特例交付金 (項) 1 地方特例交付金

( 25 )

## (款) 10 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	1,501,000	1,652,241	3,153,241
計	1,501,000	1,652,241	3,153,241

## (款) 13 使用料及び手数料

## (項) 1 使用料

1 総務使用料	285,254	△ 8,404	276,850
2 民生使用料	503,711	2,984	506,695
4 労働使用料	20,536	△ 1,276	19,260
5 土木使用料	1,210,358	△ 13,542	1,196,816
6 教育使用料	18,627	△ 57	18,570
計	2,122,160	△ 20,295	2,101,865

## (項) 2 手数料

1 総務手数料	134,489	△ 4,350	130,139
---------	---------	---------	---------



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	1,652,241	普通交付税

1 地区市民ホール使用料	△ 226		
3 市民センター使用料	322	千里丘市民センター使用料	
4 コミュニティセンター使用料	1,081	千里山コミュニティセンター使用料	
9 文化会館使用料	△ 12,292		
12 市民プール使用料	2,711	片山市民プール使用料	
1 留守家庭児童育成室使用料	12,358		
3 障害者生活介護事業施設使用料	△ 206	障害者支援交流センター	
4 障害者短期入所事業施設使用料	841	障害者支援交流センター	
5 高齢者グループホーム使用料	△ 9	岸部中グループホーム	
6 杉の子学園施設使用料	△ 10,000	障がい児通所給付費	
1 勤労者会館使用料	△ 1,276	会議室、研修室使用料 プール使用料	△ 1,070 △ 206
2 水路使用料	577	水路等使用料	
3 公園占用料	2,549	電柱、鉄塔等公園占用料	
5 自転車駐車場使用料	△ 16,668		
3 博物館使用料	△ 57		

1 総務手数料	△ 4,350	
---------	---------	--

(款) 10 地方交付税 (項) 1 地方交付税  
 ~ (款) 13 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

( 27 )

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生手数料	374,138	5	374,143
4 土木手数料	20,878	△ 89	20,789
計	532,756	△ 4,434	528,322

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	24,861,632	176,828	25,038,460
------------	------------	---------	------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生手数料	5	
1 土木手数料	△ 89	

1 児童福祉費負担金	167,086	児童扶養手当負担金 基本額 $\triangle 104,052 \times 1/3$ 児童手当負担金 基本額 $\triangle 23,730 \times 37/45$ 基本額 $\triangle 128,760 \times 2/3$ 障がい児通所給付比負担金 基本額 $37,708 \times 1/2$ 施設型・地域型保育給付費負担金 3・4・5歳 基本額 $229,653 \times 1/2$ 0・1・2歳 基本額 $407,615 \times 58.23/100$ 基本額 $8,025 \times 57.72/100$ 子育てのための施設等利用給付交付金 基本額 $\triangle 137,086 \times 1/2$
4 国民健康保険基盤安定負担金	6,395	基本額 $12,790 \times 1/2$
5 自立支援介護給付費負担金	32,706	基本額 $65,412 \times 1/2$
6 自立支援介護医療費負担金	10,491	基本額 $20,982 \times 1/2$
7 中国残留邦人生活支援費負担金	△ 9,439	基本額 $\triangle 12,586 \times 3/4$
8 低所得者介護保険料軽減負担金	△ 30,176	基本額 $\triangle 60,352 \times 1/2$
9 生活困窮者自立支援事業費負担金	△ 2,778	基本額 $\triangle 3,704 \times 3/4$

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 2 手数料  
 ~ (款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
2 衛生費国庫負担金	1,485,356	△ 603,449	881,907
計	26,365,099	△ 426,621	25,938,478

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	5,714,193	1,386,203	7,100,396
2 民生費国庫補助金	2,028,150	△ 133,423	1,894,727

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 未就学児均等割保険料負担金	2,543	基本額 5,086×1/2
2 感染症予防事業費負担金	△ 71,853	基本額 △143,706×1/2
3 感染症発生動向調査事業負担金	△ 212,109	基本額 △424,218×1/2
6 感染症患者入院医療費負担金	△ 219,084	基本額 △292,112×3/4
8 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	△ 100,403	基本額 △100,403×10/10

5 デジタル基盤改革支援補助金	37,658	基本額 37,658×10/10
7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	705,541	基本額 705,541×10/10
8 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	22,437	基本額 22,437×10/10
9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	619,369	基本額 619,369×10/10
10 自動車充電・充てんインフラ等導入促進補助金	1,180	自動車充電インフラ整備事業費
11 国民のデジタルリテラシー向上事業費補助金	18	基本額 18×10/10
1 障害者自立支援事業費等補助金	△ 5,124	基本額 △10,248×1/2

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金  
 ~ (款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 母子家庭等対策総合 支援事業費補助金	△ 2,994	母子家庭等自立支援給付金事業 基本額 △3,992×3/4
3 子ども・子育て支援 交付金	△ 9,522	基本額 △28,566×1/3
4 保育対策総合支援事 業費補助金	△ 38,161	保育士資格取得支援事業 基本額 △92×1/2 保育所等の質の確保・向上のため の取組強化事業 基本額 △106×1/2 保育事業者への巡回支援事業 基本額 △4×1/2 新型コロナウイルス感染拡大防止 事業 基本額 △30,730×1/2 保育所等におけるICT化推進等 事業 基本額 △16,907×3/5 基本額 △10,102×1/2 保育環境改善等事業 基本額 △12,500×3/5
5 子ども・子育て支援 体制整備総合推進事 業費補助金	△ 393	基本額 △786×1/2
7 子ども・子育て支援 整備交付金	△ 1,522	基本額 3,717×2/3 基本額 △12,000×1/3
8 地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金	12,757	認知症高齢者グループホーム等防 災改修等事業 基本額 12,757×10/10
9 在宅福祉事業費補助 金	△ 257	基本額 △771×1/3
10 生活困窮者自立支援 事業費補助金	598	基本額 1,197×1/2
11 教育支援体制整備事 業費交付金	△ 27	基本額 △54×1/2

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費 国庫補助金	1,026,643	△ 234,291	792,352



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 障害者総合支援事業費補助金	△ 30,930	障害福祉サービス等支援体制整備事業 基本額 △1,655×10/10 子ども安全安心対策事業 基本額 △29,275×10/10
14 保育所等整備交付金	△ 198,036	基本額 △254,297×2/3 基本額 △57,010×1/2
15 子育て支援対策臨時特例交付金	△ 12,741	基本額 △25,482×1/2
16 社会福祉施設等施設整備費補助金	△ 1,685	基本額 △2,528×2/3
18 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	9,766	基本額 19,532×1/2
19 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	△ 48,050	基本額 △48,050×10/10
21 障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金	800	基本額 1,600×1/2
22 就学前教育・保育施設整備交付金	191,496	基本額 241,184×2/3 基本額 61,414×1/2
23 介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金	602	基本額 1,204×1/2
1 公害健康被害補償費補助金	△ 1,297	基本額 △1,297×1/2 総合調整事務費 △648
3 特定感染症検査等事業費補助金	△ 509	基本額 △1,018×1/2
4 結核医療費補助金	△ 88	基本額 △176×1/2
6 母子保健衛生費補助金	△ 775	基本額 △1,550×1/2
8 健康的な生活習慣づくり重点化事業補助金	1,500	基本額 3,000×1/2

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
4 土木費国庫補助金	801,502	487,828	1,289,330
5 消防費国庫補助金	65,810	△ 20,570	45,240
6 教育費国庫補助金	189,758	442,276	632,034
計	9,826,066	1,928,023	11,754,089

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
9 出産・子育て応援交付金	△ 3,333	基本額 △5,000×2/3
10 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	△ 229,789	基本額 △229,789×10/10
2 社会資本整備総合交付金	317,292	地域住宅交付金 11,270 道路ストック総点検事業交付金 △ 4,558 道路新設改良事業費 △ 9,885 公園等整備事業費 1,980 佐井寺西土地区画整理事業費 227,185 橋梁修繕事業交付金 91,300
3 都市構造再編集中支援事業補助金	182,164	(仮称)山田こども園整備事業費 150,664 道路新設改良事業費 22,500 上の川周辺整備事業費 △ 1,000 北千里小学校跡地等北東側基盤整備事業費 10,000
4 道路メンテナンス事業補助金	△ 11,628	道路ストック総点検事業費ほか
1 社会資本整備総合交付金	△ 20,395	住宅・建築物安全ストック形成事業費 △ 19,695 都市防災推進事業費 △ 700
2 消防器材整備費補助金	△ 175	基本額 △350×1/2
3 埋蔵文化財緊急調査費補助金	△ 2,285	基本額 △4,570×1/2
5 教育支援体制整備事業費補助金	△ 20,603	基本額 △61,809×1/3
7 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	1,854	基本額 5,562×1/3
8 重要文化財建造物修理事業費補助金	△ 58,878	基本額 △90,582×65/100
9 学校施設環境改善交付金	522,188	基本額 141,344×1/2 基本額 1,354,548×1/3

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

( 37 )

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	19,456	△ 3,565	15,891
3 衛生費委託金	906	△ 801	105
計	92,795	△ 4,366	88,429

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

1 民生費府負担金	8,564,643	143,443	8,708,086
-----------	-----------	---------	-----------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 統計費委託金	△ 3,539	
2 統計調査員確保対策事業委託金	△ 26	
1 国民健康・栄養調査委託金	△ 801	

1 児童福祉費負担金	106,696	児童手当負担金 基本額 $\triangle 23,730 \times 4/45$ 基本額 $\triangle 128,760 \times 1/6$ 障がい児通所給付費負担金 基本額 $37,708 \times 1/4$ 施設型・地域型保育給付費負担金 3・4・5歳 基本額 $235,336 \times 1/4$ 0・1・2歳 基本額 $407,615 \times 20.885/100$ 基本額 $8,025 \times 21.14/100$ 施設型給付地方単独費用負担金 基本額 $18,900 \times 1/2$ 子育てのための施設等利用給付交付金 基本額 $\triangle 137,084 \times 1/4$
2 国民健康保険基盤安定負担金	25,245	基本額 $29,397 \times 3/4$ 基本額 $12,789 \times 1/4$
3 自立支援介護給付費負担金	16,353	基本額 $65,412 \times 1/4$
5 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△ 6,073	基本額 $\triangle 8,097 \times 3/4$
6 低所得者介護保険料軽減負担金	△ 50	基本額 $\triangle 200 \times 1/4$

(款) 14 国庫支出金 (項) 3 委託金  
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 諸 負 担 金	27,692	315	28,007
計	8,597,647	143,758	8,741,405

(項) 2 府補助金

1 総 務 費 府 補 助 金	11,137	△ 1	11,136
2 民 生 費 府 補 助 金	2,615,914	△ 415,345	2,200,569
3 衛 生 費 府 補 助 金	345,766	△ 194,934	150,832

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
7 未就学児均等割保険料負担金	1,272	基本額 5,088×1/4
1 諸負担金	315	大阪版地方分権推進制度交付金

2 大阪府スマートシティ戦略推進補助金	△ 1	基本額 △2×1/2
2 心身障害者医療費補助金	2,313	基本額 4,626×1/2
7 障害者自立支援事業費等補助金	△ 2,615	基本額 △10,460×1/4
8 総合相談事業交付金	1,877	
9 新子育て支援交付金	130	基本額 130×10/10
10 子ども・子育て支援交付金	△ 10,044	基本額 △30,132×1/3
13 子ども・子育て支援整備交付金	△ 3,380	基本額 3,720×1/6 基本額 △12,000×1/3
14 介護施設等の整備に関する事業補助金	△ 398,367	基本額 △398,367×10/10
15 子どもの貧困緊急対策事業費補助金	△ 3,420	基本額 △6,840×1/2
18 子育て支援対策臨時特例交付金	△ 1,839	基本額 △7,356×1/4
1 予防接種事故特別給付費補助金	△ 248	基本額 △331×3/4
2 公害事務費補助金	119	
3 健康増進事業補助金	△ 39	基本額 △58×2/3
4 自殺対策強化事業交付金	△ 1,058	基本額 △2,116×1/2
5 林業関係補助金	△ 268	基本額 △358×1/2 基本額 △358×1/4

(款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金  
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
5 土木費府補助金	1,767	△ 365	1,402
6 消防費府補助金	20,187	△ 9,902	10,285
7 教育費府補助金	11,804	△ 4,108	7,696
計	3,008,800	△ 624,655	2,384,145

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	715,168	△ 37,655	677,513
2 民生費委託金	297	30	327



(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
9	新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金	△ 192,607
10	出産・子育て応援交付金	△ 833
		基本額 △4,998×1/6
1	国土調査事業補助金	△ 365
		基本額 △487×3/4
2	震災対策推進事業補助金	△ 8,375
		基本額 △33,500×1/4
3	がけ地近接等住宅移転事業補助金	△ 1,296
		基本額 △5,184×1/4
4	土砂災害特別警戒区域内住宅補強事業補助金	△ 231
		基本額 △924×1/4
2	教育支援体制整備事業費補助金	△ 3,250
		基本額 △6,500×1/2
3	部活動指導員配置事業費補助金	△ 608
		基本額 △912×2/3
4	市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	△ 250
		基本額 △500×1/2

2	人権啓発活動委託金	525
3	大阪府議会議員選挙執行委託費委託金	△ 16,996
4	大阪府知事選挙執行委託費委託金	△ 21,184
1	特別給付金支給事務費委託金	31
6	地域児童福祉事業等調査委託金	△ 1

(款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金  
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生費委託金	11,741	△ 63	11,678
4 諸委託金	432	△ 280	152
計	727,638	△ 37,968	689,670

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	84,975	11	84,986
2 利子及び配当金	5,983	4,516	10,499
3 土地開発基金運用収入	10	△ 8	2
計	90,968	4,519	95,487

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	31,247	39,935	71,182
計	31,263	39,935	71,198

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	2,295,333	517	2,295,850
2 指定寄附金	900	10,814	11,714
計	2,296,233	11,331	2,307,564

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	8,790,260	△ 4,712,478	4,077,782
-------------	-----------	-------------	-----------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 措置診察立会事務交付金	△ 63	
1 諸委託金	△ 280	

1 貸地料	11	
1 株式配当金	399	
2 預金利子	206	
3 貸付金利子	△ 42	
4 公債利子	3,953	
1 土地開発基金貸付金 利子	△ 8	

1 土地売却収入	39,935	

1 一般寄附金	517	
1 指定寄附金	10,814	

1 財政調整基金繰入金	△ 4,712,478	
-------------	-------------	--

(款) 15 府支出金 (項) 3 委託金  
～ (款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 みんなで支えるまちづくり 基金繰入金	4,000	△ 3,000	1,000
3 ダブルリボンプロジェクト 基金繰入金	1,223	△ 189	1,034
4 緑化推進基金繰入金	22,000	△ 2,312	19,688
5 公共施設等整備基金繰入金	3,820,000	△ 330,000	3,490,000
6 スポーツ推進基金繰入金	220,763	△ 3,998	216,765
7 環境まちづくり基金繰入金	232,231	△ 180,000	52,231
8 こども笑顔輝き基金繰入金	30,000	△ 30,000	0
9 都市計画施設整備基金繰入金	480,000	△ 240,000	240,000
10 心身障害者福祉施設整備基金繰入金	40,000	△ 40,000	0
11 旧西尾家住宅大規模修繕基金繰入金	7,000	△ 3,000	4,000
12 新型コロナウイルス等感染症対策基金繰入金	—	31,987	31,987
計	13,647,477	△ 5,512,990	8,134,487

(項) 2 特別会計繰入金

1 公共用地先行取得特別会計繰入金	64,990	124,981	189,971
2 介護保険特別会計繰入金	—	201	201
計	64,990	125,182	190,172

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 みんなで支えるまちづくり基金繰入金	△ 3,000	
1 ダブルリボンプロジェクト基金繰入金	△ 189	
1 緑化推進基金繰入金	△ 2,312	
1 公共施設等整備基金繰入金	△ 330,000	
1 スポーツ推進基金繰入金	△ 3,998	
1 環境まちづくり基金繰入金	△ 180,000	
1 こども笑顔輝き基金繰入金	△ 30,000	
1 都市計画施設整備基金繰入金	△ 240,000	
1 心身障害者福祉施設整備基金繰入金	△ 40,000	
1 旧西尾家住宅大規模修繕基金繰入金	△ 3,000	
1 新型コロナウイルス等感染症対策基金繰入金	31,987	

1 公共用地先行取得特別会計繰入金	124,981	
1 介護保険特別会計繰入金	201	

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金  
～ (款) 18 繰入金 (項) 2 特別会計繰入金

## (款) 19 諸収入

## (項) 2 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計
2 災害援護資金貸付金元利収入	36	204	240
4 地方独立行政法人市立吹田市民病院運営資金貸付金元利収入	8	99,998	100,006
計	300,789	100,202	400,991

## (項) 3 受託事業収入

1 受託事業収入	15,975	△ 15,549	426
計	15,975	△ 15,549	426

## (項) 4 収益事業収入

1 収益事業収入	466,901	98,219	565,120
計	466,901	98,219	565,120

## (項) 5 雑入

1 弁償金	7	△ 2	5
2 違約金及び延納利息	1	1,211	1,212
3 雑入	2,515,073	△ 14,778	2,500,295
計	2,515,081	△ 13,569	2,501,512

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 災害援護資金貸付金 元利収入	204	
1 地方独立行政法人市 立吹田市民病院運営 資金貸付金元利収入	99,998	

1 受託事業収入	△ 15,549	

1 収益事業収入	98,219	

2 行政代執行費実費弁 償金	△ 1	
3 緊急安全措置費実費 弁償金	△ 1	
1 違約金及び延納利息	1,211	
3 がん検診自己負担納 入金	59	
5 障害者福祉自己負担 納入金	638	
7 雑 入	△ 15,475	

(款) 19 諸収入 (項) 2 貸付金元利収入  
～ (款) 19 諸収入 (項) 5 雑入

(款) 20 市債  
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 総務債	777,500	△ 487,200	290,300
2 民生債	218,200	△ 57,700	160,500
3 衛生債	288,500	△ 2,700	285,800
4 土木債	2,815,600	△ 588,200	2,227,400



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 市民センター改修事業債	△ 28,400	市民センター改修事業
2 総合運動場改修事業債	△ 101,200	総合運動場改修事業
3 市民体育館改修事業債	△ 9,700	市民体育館改修事業
4 市民プール改修事業債	△ 41,100	市民プール改修事業
5 コミュニティセンター改修事業債	△ 4,300	コミュニティセンター改修事業
6 武道館改修事業債	△ 42,100	武道館改修事業
7 本庁舎改修事業債	△ 257,600	本庁舎改修事業
8 公有財産整備事業債	9,000	公有財産整備事業
9 急傾斜地安全対策事業債	△ 11,800	急傾斜地安全対策事業
1 留守家庭児童育成室整備債	△ 10,000	留守家庭児童育成室整備事業
2 児童会館建設債	△ 18,600	高城児童会館整備事業
3 幼保連携型認定こども園整備事業債	60,200	(仮称) 山田こども園整備事業
4 高齢者いきいの間整備債	△ 6,800	吹三地区高齢者いきいの間整備事業
5 総合福祉会館改修事業債	△ 44,900	総合福祉会館改修事業
6 シルバーワークプラザ改修事業債	△ 29,900	シルバーワークプラザ改修事業
7 公立保育所改修事業債	△ 1,800	公立保育所改修事業
8 障害者支援交流センター改修事業債	△ 5,900	障害者支援交流センター改修事業
1 破碎選別工場整備債	△ 2,700	破碎選別工場整備事業
1 道路整備債	△ 162,700	道路新設改良事業
2 橋梁新設改良事業債	57,600	橋梁新設改良事業
3 公営住宅建設債	△ 138,600	公営住宅建設事業

(款) 20 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
5 消 防 債	2,712,900	△ 244,400	2,468,500
6 教 育 債	1,435,300	5,601,600	7,036,900
計	8,948,000	4,221,400	13,169,400

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	—	1,319,898	1,319,898
計	—	1,319,898	1,319,898

歳 入 合 計	166,025,127	2,894,743	168,919,870
---------	-------------	-----------	-------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 上の川周辺整備事業債	△ 86,600	上の川周辺整備事業
5 公園整備債	△ 1,000	公園整備事業
6 佐井寺西土地区画整理事業債	△ 253,100	佐井寺西土地区画整理事業
7 土木庁舎建設債	△ 3,800	北部消防庁舎等複合施設建設事業
1 消防防災施設設備整備債	△ 253,300	消防車両更新事業 1,000 消防防災施設設備整備事業 △ 254,300
2 消防庁舎建設債	8,900	北部消防庁舎等複合施設建設事業
1 義務教育施設整備債	5,677,300	小・中学校改修事業
2 公民館整備債	△ 43,100	吹三地区公民館整備事業
3 教育センター建設債	3,600	北部消防庁舎等複合施設建設事業
4 文化財保存事業債	△ 28,600	旧西尾家住宅耐震改修事業
5 公立幼稚園改修事業債	△ 7,600	公立幼稚園改修事業

1 繰越金	1,319,898	

--	--	--

(款) 20 市債 (項) 1 市債 ~ (款) 21 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 議会費	762,201	△31,545	730,656			
計	762,201	△31,545	730,656			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	7,119,519	△567,696	6,551,823	9,311	△257,600	△25,140

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△31,545	1 報 酬	△7,625	議員報酬
	2 給 料	△4,844	
	3 職 員 手 当 等	△6,277	
	4 共 済 費	△2,500	
	8 旅 費	△2,947	費用弁償 △2,344 普通旅費 △32 特別旅費 △571
	9 交 際 費	△280	
	12 委 託 料	△2,988	委員会室等音響設備更新業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△4,084	政務活動費ほか
△31,545			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△294,267	1 報 酬	△1,244	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△44,354	
	3 職 員 手 当 等	△306,989	
	4 共 済 費	△23,821	
	7 報 償 費	△67	行政改革に関する検討会議有識者謝礼金ほか
	8 旅 費	△605	費用弁償 △49 普通旅費 △52 特別旅費 △504
	10 需 用 費	△30,973	消耗品費 △178 燃料費 △11

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費  
 ~ (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 広報費	133,788	△5,000	128,788			
4 財産管理費	162,594	△29,928	132,666	10,000	△2,800	
5 企画費	11,357	△217	11,140			
7 公平委員会費	1,923	△320	1,603			
10 職員研修費	25,258	△3,061	22,197			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			印刷製本費 △784 光熱水費 △30,000
	11 役 務 費	△115	通信運搬費 △23 手数料 △26 保険料 △66
	12 委 託 料	△116,617	電算業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△30,256	電算機器借上料ほか
	14 工 事 請 負 費	△32,481	
	17 備 品 購 入 費	△80	ドローン購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	15,503	公営企業会計兼務職員人件費負担 金ほか
	21 補償、補填及び賠 償金	2,403	公務災害認定追給遅延損害金
	22 償還金、利子及び 割引料	2,000	過年度国庫支出金等返還金
△5,000	12 委 託 料	△5,000	市報すいた発行業務委託料
△37,128	11 役 務 費	△1,717	手数料
	12 委 託 料	△19,016	測量・調査業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△9,181	
	18 負担金、補助及び 交付金	△14	大阪府用地対策連絡協議会研修負 担金
△217	1 報 酬	△42	会計年度任用職員報酬
	7 報 償 費	△126	行政評価アドバイザー謝礼金ほか
	8 旅 費	△3	費用弁償
	10 需 用 費	△46	印刷製本費
△320	8 旅 費	△213	費用弁償 △201 普通旅費 △12
	11 役 務 費	△5	手数料
	18 負担金、補助及び 交付金	△102	全国公平委員会連合会出席負担金 ほか
△3,061	7 報 償 費	△1,700	研修講師謝礼金
	8 旅 費	△764	特別旅費
	18 負担金、補助及び 交付金	△597	研修参加負担金

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
11 出張所費	46,960	△1,976	44,984			△1,335
12 地区市民ホール費	45,847	△66	45,781			△226
15 職員厚生費	84,159	△1,240	82,919			△1,167
16 人権費	48,051	△3,446	44,605			
17 地域振興費	122,768	△10,246	112,522			△3,725
18 市民センター費	211,018	—	211,018		△28,400	322
20 コミュニティセンター費	186,497	△1,587	184,910		△4,300	767
21 財政調整基金積立金	43	659,907	659,950			△42
23 男女共同参画費	173,898	△8,813	165,085			△303



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△641	10 需用費	△1,976	光熱水費
160	11 役務費	△16	保険料
	12 委託料	△50	地区市民ホール清掃業務委託料
△73	10 需用費	△540	消耗品費
	12 委託料	△700	職員健康診断業務委託料ほか
△3,446	1 報酬	△422	審議会等委員報酬
	10 需用費	△871	光熱水費
	13 使用料及び賃借料	△653	バス借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,500	人権啓発推進協議会活動補助金
△6,521	1 報酬	△160	審議会等委員報酬
	7 報償費	△26	手話通訳者謝礼金
	10 需用費	△1,835	光熱水費
	11 役務費	△2,889	手数料 △99 保険料 △2,790
	12 委託料	△16	樹木管理業務委託料
	17 備品購入費	△752	発電機購入費ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△4,568	市民公益活動促進補助金ほか
28,078			
1,946	11 役務費	△22	手数料 △3 保険料 △19
	12 委託料	△1,463	内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△5	著作物使用料ほか
	22 償還金、利子及び 割引料	△97	コミュニティセンター使用料過年 度還付金
659,949	24 積立金	659,907	積立金
△8,510	1 報酬	△252	審議会等委員報酬
	2 給料	△1,718	
	3 職員手当等	△783	
	4 共済費	△700	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
25 安心安全費	78,940	△1,525	77,415			
27 市民自治推進費	319	△66	253			
28 みんなで支えるまちづくり基金積立金	1	404	405			93
29 千里ニュータウンプラザ費	42,197	△2,139	40,058			△748
30 文化会館費	429,519	—	429,519			△12,292
31 ダブルリボンプロジェクト基金積立金	1,245	△62	1,183			△525
32 スポーツ推進費	223,513	△16,903	206,610			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	7 報 償 費	△1,987	講師謝礼金ほか
	10 需 用 費	△2,013	印刷製本費 △213 光熱水費 △1,800
	12 委 託 料	△1,360	警備業務委託料ほか
	△1,525 1 報 酬	△190	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	△157	
	4 共 済 費	△50	
	8 旅 費	△375	費用弁償
	13 使用料及び賃借料	△700	防犯カメラ借上料
18 負担金、補助及び 交付金	△53	特定退職金共済負担金	
△66 1 報 酬	△50	審議会等委員報酬	
7 報 償 費	△16	手話通訳者謝礼金	
311 24 積 立 金	404	積立金	
△1,391	3 職 員 手 当 等	△37	
	4 共 済 費	△240	
	8 旅 費	△88	費用弁償
	10 需 用 費	△1,266	光熱水費
	11 役 務 費	△51	通信運搬費
	17 備 品 購 入 費	△439	展示用パネル購入費
18 負担金、補助及び 交付金	△18	特定退職金共済負担金	
12,292			
463 24 積 立 金	△62	積立金	
△16,903	1 報 酬	△1,150	スポーツ推進委員報酬
	7 報 償 費	△257	中学校運動場ナイター施設開放管 理指導員報償費ほか
	11 役 務 費	△1,477	手数料 △1,030 保険料 △447

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
34 市民体育館費	567,712	△2,139	565,573		△9,700	△1,768
35 市民プール費	303,570	△28,156	275,414		△41,100	1,778
36 武道館費	206,469	△49,853	156,616		△42,100	
37 総合運動場費	394,696	△104,080	290,616		△101,200	△926
40 シティプロモーション費	85,525	△3,248	82,277			△261
42 新型コロナウイルス等感染症対策基金積立金	—	31,422	31,422			
計	11,855,107	△150,034	11,705,073	19,311	△487,200	△45,498

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	12 委託料	△4,588	スポーツ施設情報システム改修業務委託料、学校体育施設開放事業委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△300	市長杯（旗）大会会場借上料ほか
	14 工事請負費	△7,394	
	17 備品購入費	△332	学校体育施設開放用備品購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,405	市民体育祭補助金
9,329	17 備品購入費	△2,139	トレーニング用備品購入費
11,166	12 委託料	△3,810	北千里市民プール耐震補強工事監理業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△218	北千里市民プール簡易代替施設リース料
	14 工事請負費	△23,195	
	17 備品購入費	△933	プール設備用備品購入費ほか
△7,753	14 工事請負費	△49,853	
△1,954	12 委託料	△4,652	屋根及び外壁改修工事監理業務委託料
	14 工事請負費	△98,502	
	17 備品購入費	△926	トレーニング用備品購入費ほか
△2,987	8 旅 費	△248	普通旅費 △30 特別旅費 △218
	18 負担金、補助及び 交付金	△3,000	大阪・関西万博機運醸成促進負担金 △1,000 シティプロモーション促進補助金 △2,000
31,422	24 積 立 金	31,422	積立金
363,353			

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

## (項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 税務総務費	1,185,955	△85,289	1,100,666	30,813		△13
2 賦課費	178,579	△16,445	162,134			△11
3 徴収費	411,078	△16,553	394,525	△2,553		
計	1,777,694	△118,287	1,659,407	28,260		△24

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	1 報 酬	△1,829	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△17,421	
	3 職 員 手 当 等	△9,577	
	4 共 済 費	△3,208	
	8 旅 費	△107	費用弁償
	11 役 務 費	△53	手数料 △33 保険料 △20
	12 委 託 料	△51,750	税務システム再構築・標準化対応 業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,320	地方税共同機構職員派遣に係る宿 舎借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△24	特定退職金共済負担金
△16,434	12 委 託 料	△16,181	面地計算調書及び登記申請書類電 子化業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△264	非木造家屋評価支援システム使用 料ほか
△14,000	8 旅 費	△40	特別旅費
	11 役 務 費	△1,453	手数料
	12 委 託 料	△1,060	督促状等印字・封入発送等業務委 託料ほか
	22 償還金、利子及び 割引料	△14,000	過誤納金還付金及び還付加算金
△146,523			

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

## (項) 3 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 戸籍住民登録費	1,093,495	1,786	1,095,281	32,145		△1,935
計	1,093,495	1,786	1,095,281	32,145		△1,935

## (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 選挙管理委員会費	114,376	6,186	120,562			
3 吹田市議会議員及び市長選挙執行費	263,181	△70,194	192,987			



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△28,424	1 報 酬	△2,000	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△7,068	
	3 職 員 手 当 等	△7,805	
	4 共 済 費	△5,400	
	12 委 託 料	24,059	氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修業務委託料 引越しワンストップサービス対応に伴うシステム改修業務委託料ほか 46,576 △22,517
△28,424			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
6,186	2 給 料	3,067	
	3 職 員 手 当 等	5,351	
	4 共 済 費	△2,100	
	8 旅 費	△84	費用弁償 △42 特別旅費 △42
	18 負担金、補助及び 交付金	△48	大阪府都市選挙管理委員会連合会 負担金
△70,194	1 報 酬	△1,741	投票立会人報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	△350	
	7 報 償 費	△75	個人演説会施設職員謝礼金
	8 旅 費	△58	費用弁償 △44 普通旅費 △14
	10 需 用 費	△1,315	消耗品費 △663 食糧費 △80

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民登録費  
 ~ (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
4 大阪府議会議員選挙執行費	55,326	△11,222	44,104	△16,996		
5 大阪府知事選挙執行費	53,650	△12,564	41,086	△21,184		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			印刷製本費 △387 光熱水費 △1 修繕料 △184
	11 役 務 費	△2,367	通信運搬費 △1,890 手数料 △438 筆耕翻訳料 △33 保険料 △6
	12 委 託 料	△3,466	選挙公報配布業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△3,164	選挙用資材借上料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△57,658	選挙運動用自動車交付金ほか
5,774	7 報 償 費	△99	ポスター掲示場設置謝礼ほか
	8 旅 費	△12	費用弁償
	10 需 用 費	△775	消耗品費 △427 食糧費 △38 光熱水費 △5 修繕料 △305
	11 役 務 費	△6,527	通信運搬費 △6,303 手数料 △221 保険料 △3
	12 委 託 料	△2,129	ポスター掲示場設置業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,680	選挙用資材借上料ほか
8,620	1 報 酬	△1,494	投票立会人報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	△1,600	
	7 報 償 費	△97	ポスター掲示場設置謝礼ほか
	8 旅 費	△59	費用弁償 △33 普通旅費 △26
	10 需 用 費	△759	消耗品費 △411 食糧費 △38 光熱水費 △5 修繕料 △305
	11 役 務 費	△5,334	通信運搬費 △5,110 手数料 △221

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
計	487,016	△87,794	399,222	△38,180		

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 統計調査総務費	18,208	△23	18,185			
2 基幹統計調査費	16,470	△3,539	12,931	△3,539		
3 その他統計調査費	88	△26	62	△26		
計	34,766	△3,588	31,178	△3,565		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			保険料 <span style="float:right">△3</span>
	12 委 託 料	△1,541	ポスター掲示場設置業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,680	選挙用資材借上料ほか
△49,614			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△23	8 旅 費	△7	普通旅費
	18 負担金、補助及び 交付金	△16	近畿都市統計協議会負担金
	1 報 酬	△1,750	調査員報酬
	2 給 料	△316	
	3 職 員 手 当 等	△140	
	4 共 済 費	△183	
	7 報 償 費	△62	住宅・土地統計調査協力謝礼金
	8 旅 費	△15	普通旅費
	10 需 用 費	△316	消耗品費 <span style="float:right">△91</span> 印刷製本費 <span style="float:right">△225</span>
	11 役 務 費	△321	通信運搬費
	12 委 託 料	△400	住宅・土地統計調査業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△36	電子複写機借上料
	11 役 務 費	△26	通信運搬費
△23			

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費  
 ~ (款) 2 総務費 (項) 5 統計調査費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 監査委員費	101,865	△3,435	98,430			
計	101,865	△3,435	98,430			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 社会福祉総務費	6,803,234	△28,017	6,775,217	△137,151		1,160

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△3,435	1 報 酬	△1,771	委員報酬
	2 給 料	△549	
	4 共 済 費	△202	
	8 旅 費	△615	費用弁償 △314 普通旅費 △9 特別旅費 △292
	10 需 用 費	△7	印刷製本費
	12 委 託 料	△121	工事技術調査業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△12	電子複写機借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△158	近畿地区都市監査委員会負担金ほか
△3,435			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
107,974	1 報 酬	△2,297	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△13,654	
	3 職 員 手 当 等	△14,440	
	4 共 済 費	△4,619	
	7 報 償 費	△3,410	個別避難計画作成支援報奨金ほか
	8 旅 費	△150	費用弁償
	12 委 託 料	△852	災害時要援護者意向確認書封入封 緘業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△77	バス借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△122,810	住民税非課税世帯支援給付金ほか
	19 扶 助 費	△10,820	住居確保給付金ほか

(款) 2 総務費 (項) 6 監査委員費  
 ~ (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 厚生援護費	4,914	△60	4,854	31		
3 老人福祉費	1,879,401	△380,024	1,499,377	△316,717	△29,900	372
4 心身障害者医療助成費	801,178	4,629	805,807	2,313		
6 交流活動館費	84,309	△6,074	78,235			255
8 心身障害者福祉施設整備費積立金	3	2,699	2,702			2,699
9 総合福祉会館費	279,936	△20,644	259,292		△44,900	473



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	22 償還金、利子及び割引料	145,112	過年度国庫支出金等返還金
△91	18 負担金、補助及び交付金	△60	原爆被爆者支援活動補助金
△33,779	1 報 酬	△268	介護保険施設等選定委員会委員報酬ほか
	7 報 償 費	△148	長寿祝賀祝金ほか
	8 旅 費	△15	普通旅費
	11 役 務 費	△8	手数料 △5 筆耕翻訳料 △3
	12 委 託 料	△2,715	寝具乾燥消毒サービス業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△5,227	高齢者団体用福祉バス借上料
	18 負担金、補助及び交付金	△371,553	認知症高齢者グループホーム等防災改修等補助金ほか
	19 扶 助 費	△90	在日外国人高齢者給付金
2,316	11 役 務 費	227	手数料
	19 扶 助 費	4,402	医療扶助費
△6,329	2 給 料	△898	
	10 需 用 費	△1,150	光熱水費
	12 委 託 料	△4,026	警備業務委託料ほか
	24 積 立 金	2,699	積立金
23,783	1 報 酬	△50	嘱託医報酬
	2 給 料	△837	
	3 職 員 手 当 等	△4,237	
	4 共 済 費	△800	
	10 需 用 費	△5,542	光熱水費
	11 役 務 費	△213	通信運搬費 △50 保険料 △163
	12 委 託 料	△1,515	非常用自家発電設備更新工事設計業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△7,450	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
10 介護保険特別 会計繰出金	5,197,882	△185,436	5,012,446	△30,227		
11 障害者支援交 流センター費	220,374	△6,526	213,848		△5,900	1,199
12 障害者福祉費	680,962	△152	680,810	26,302		
13 障害福祉自立 支援事業費	12,003,360	85,351	12,088,711	43,878		△40,000
14 後期高齢者医 療費	3,913,247	79,543	3,992,790			
15 後期高齢者医 療特別会計繰 出金	1,169,390	△23,775	1,145,615	△6,095		
16 地域福祉推進 費積立金	11,492	650	12,142			100
17 吹三地区高齢 者いこいの間 整備費	9,240	—	9,240		△6,800	
18 緊急援護資金 貸付基金繰出 金	—	1,599	1,599			
計	33,248,691	△476,237	32,772,454	△417,666	△87,500	△33,742

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△155,209	27 繰 出 金	△185,436	繰出金
△1,825	12 委 託 料	△6,526	空調改修工事設計業務委託料
△26,454	1 報 酬	△76	社会福祉審議会障がい者施策推進 専門分科会委員報酬
	4 共 済 費	△55	
	7 報 償 費	△21	社会福祉審議会障がい者施策推進 専門分科会公募委員謝礼
81,473	1 報 酬	△72	社会福祉審議会身体障害者専門分 科会委員報酬、会計年度任用職員 報酬
	3 職 員 手 当 等	△90	
	4 共 済 費	△69	
	12 委 託 料	23,353	障害者相談支援業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	62,229	日中活動系サービス給付費ほか
79,543	18 負担金、補助及び 交付金	79,543	大阪府後期高齢者医療広域連合負 担金
△17,680	27 繰 出 金	△23,775	繰出金
550	24 積 立 金	650	積立金
6,800			
1,599	27 繰 出 金	1,599	繰出金
62,671			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	2,032,216	37,169	2,069,385	△35,063		△26,954
2 児童措置費	6,931,395	△258,460	6,672,935	△120,504		
3 保育園費	3,070,552	△223,915	2,846,637	△3,116	△1,800	
4 母子福祉費	583,553	△52,042	531,511	△51,044		
6 留守家庭児童育成費	2,325,850	△185,570	2,140,280	9,960	△10,000	7,134

(単位：千円)

内 訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源	99,186	1 報 酬	△327	子ども・子育て支援審議会委員報酬
		2 給 料	△27,442	
		3 職 員 手 当 等	△22,167	
		4 共 済 費	△11,000	
		7 報 償 費	△46	講師謝礼金ほか
		10 需 用 費	△295	消耗品費 △288 賄材料費 △7
		12 委 託 料	△23,473	家庭児童相談システム構築業務委託料ほか
		18 負担金、補助及び 交付金	△135,245	保育人材確保給付金ほか
		22 償還金、利子及び 割引料	257,164	過年度国庫支出金等返還金
△137,956	18 負担金、補助及び 交付金	△1,900	就学前児童子育て世帯支援金	
	19 扶 助 費	△256,560	児童手当ほか	
△218,999	1 報 酬	△40,188	会計年度任用職員報酬	
	2 給 料	△67,761		
	3 職 員 手 当 等	△71,337		
	4 共 済 費	△38,502		
	8 旅 費	△3,073	費用弁償	
	12 委 託 料	△3,054	包括施設管理業務委託料	
△998	18 負担金、補助及び 交付金	△52,042	子育て世帯生活支援特別給付金ほか	
△192,664	1 報 酬	△244	審議会等委員報酬	
	3 職 員 手 当 等	△3,800		
	4 共 済 費	△12,000		
	10 需 用 費	△3,500	光熱水費 △500 修繕料 △3,000	
	11 役 務 費	△2,490	通信運搬費	
	12 委 託 料	△152,023	留守家庭児童育成室運営業務委託料ほか	
	13 使用料及び賃借料	△687	電子申請システム使用料	

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
8 児童会館費	428,062	△3,540	424,522	△915	△18,600	
9 子ども医療助成費	2,066,708	—	2,066,708	976		
10 こども発達支援センター費	777,635	△44,642	732,993	△4,351		△10,000
11 のびのび子育てプラザ費	126,054	△3,292	122,762			
12 特定教育・保育施設等助成費	978,179	△16,800	961,379	△15,608		
13 施設型・地域型保育給付費	9,338,443	655,799	9,994,242	503,896		
14 幼保連携型認定こども園費	615,461	△37,897	577,564	△742		
15 子育てのための施設等利用給付費	1,359,788	△167,564	1,192,224	△102,814		
17 児童福祉サービス給付費	3,103,416	37,418	3,140,834	28,279		
18 (仮称)山田こども園整備費	102,672	208,584	311,256	150,664	60,200	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	14 工事請負費	△9,426	
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,400	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
15,975	3 職員手当等	△2,240	
	10 需用費	△1,300	消耗品費
△976			
△30,291	2 給 料	△19,108	
	3 職員手当等	△14,534	
	4 共 済 費	△6,500	
	10 需用費	△4,500	光熱水費
△3,292	2 給 料	△509	
	3 職員手当等	△933	
	4 共 済 費	△600	
	10 需用費	△1,250	光熱水費
△1,192	18 負担金、補助及び 交付金	△16,800	特定教育・保育施設等運営助成金
151,903	19 扶 助 費	655,799	施設型・地域型保育給付費
△37,155	1 報 酬	△5,000	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△13,543	
	3 職員手当等	△12,654	
	4 共 済 費	△5,700	
	8 旅 費	△1,000	費用弁償
△64,750	19 扶 助 費	△167,564	施設等利用費
9,139	3 職員手当等	△286	
	18 負担金、補助及び 交付金	37,704	障がい児通所給付費ほか
△2,280	12 委 託 料	△1,204	建設工事監理業務委託料
	14 工事請負費	209,788	建設工事費

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
20 こども笑顔輝き基金積立金	—	32,503	32,503			2,152
計	34,011,489	△22,249	33,989,240	359,618	29,800	△27,668

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 生活保護総務費	557,260	△25,677	531,583	598		
計	11,162,716	△25,677	11,137,039	598		

(項) 4 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 災害救助資金貸付基金繰出金	—	300	300			
計	1,330	300	1,630			



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	24 積 立 金	32,503	積立金
30,351			
△383,999			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△26,275	2 給 料	△22,382	
	3 職 員 手 当 等	△17,037	
	4 共 済 費	△7,400	
	12 委 託 料	1,197	生活保護システム改修業務委託料
	22 償還金、利子及び 割引料	19,945	過年度国庫支出金等返還金
△26,275			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
300	27 繰 出 金	300	繰出金
300			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費  
 ~ (款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費

## (項) 5 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 国民年金費	69,470	3,693	73,163			
計	69,470	3,693	73,163			

## (項) 6 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 国民健康保険 特別会計繰出 金	2,965,312	32,941	2,998,253	35,477		
計	2,965,312	32,941	2,998,253	35,477		

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 保健衛生総務 費	3,657,417	652,777	4,310,194	△6,433		△4,255

(単位：千円)

内 訳		節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額		
3,693	2 給 料	△907		
	3 職 員 手 当 等	△1,700		
	4 共 済 費	△600		
	12 委 託 料	△429		窓口業務委託料
	22 償還金、利子及び 割引料	7,329		過年度国庫支出金返還金
3,693				

(単位：千円)

内 訳		節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額		
△2,536	27 繰 出 金	32,941		繰出金
△2,536				

(単位：千円)

内 訳		節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額		
663,465	1 報 酬	△609		医療審議会委員報酬、会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△76,921		

(款) 3 民生費 (項) 5 国民年金費  
 ~ (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
5 公害健康被害 補償費	307,474	△52,210	255,264	△1,297		△48,739
6 公害保健福祉 事業費	1,493	△79	1,414			
7 環境保全費	41,377	△2,696	38,681	△268		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	3 職 員 手 当 等	△45,353	
	4 共 済 費	△38,238	
	7 報 償 費	△294	地域医療推進懇談会委員謝礼金ほか
	8 旅 費	△47	普通旅費
	10 需 用 費	△3,523	消耗品費 △2,174 燃料費 △17 印刷製本費 △56 光熱水費 △1,276
	11 役 務 費	△2,837	通信運搬費 △2,750 手数料 △73 保険料 △14
	12 委 託 料	△13,505	地域外来・検査センター運営業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,617	電子複写機借上料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△1,044	PCR検査実施促進補助事業補助金ほか
	22 償還金、利子及び割引料	836,765	過年度国庫支出金返還金
△2,174	1 報 酬	△123	公害健康被害認定審査会委員報酬
	2 給 料	△1,583	
	3 職 員 手 当 等	△1,109	
	4 共 済 費	△450	
	8 旅 費	△30	特別旅費
	12 委 託 料	△176	医学的検査業務委託料
	19 扶 助 費	△48,739	公害健康被害補償給付費
△79	1 報 酬	△76	会計年度任用職員報酬
	8 旅 費	△3	費用弁償
△2,428	1 報 酬	△318	環境審議会委員報酬、環境影響評価審議会委員報酬
	10 需 用 費	△781	光熱水費
	12 委 託 料	△1,597	公共施設における再エネ導入ポテンシャル調査業務委託料ほか

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
10 保健事業費	612,452	△2,736	609,716	△654		△1,248
11 公害対策費	102,393	△18,654	83,739	119		
12 母子保健事業費	1,164,533	△14,095	1,150,438	77,728		△13
14 予防費	4,189,412	△1,484,653	2,704,759	△1,117,256		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源	△834	1 報 酬	△497	国民健康栄養調査員報酬、会計年度任用職員報酬
		3 職 員 手 当 等	△210	
		4 共 済 費	△30	
		7 報 償 費	△362	健康すいた21推進懇談会委員謝礼金ほか
		8 旅 費	△269	費用弁償 △40 普通旅費 △118 特別旅費 △111
		11 役 務 費	△31	保険料
		12 委 託 料	△1,164	フレイル等予防栄養相談業務委託料ほか
		13 使用料及び賃借料	△40	講演会会場使用料
		18 負担金、補助及び 交付金	△133	健康支援アプリ運用・保守負担金 ほか
	△18,773		7 報 償 費	△48
		10 需 用 費	△1,003	消耗品費 △33 光熱水費 △970
		11 役 務 費	△82	通信運搬費
		12 委 託 料	△12,112	環境監視業務委託料ほか
		17 備 品 購 入 費	△5,409	オキシダント計購入費ほか
△91,810		18 負担金、補助及び 交付金	△14,095	出産・子育て応援給付金ほか
△367,397		7 報 償 費	△50	結核検診医師謝礼ほか
		8 旅 費	△97	特別旅費
		11 役 務 費	△18,441	通信運搬費 △3,826 手数料 △14,615
		12 委 託 料	△1,115,687	新型コロナウイルス感染症検査業 務委託料ほか
		13 使用料及び賃借料	△3,143	モバイルクリニック賃借料
		18 負担金、補助及び 交付金	△55,122	新型コロナワクチン接種個別接種 促進協力金ほか

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
15 産業廃棄物対策費	12,702	△7,721	4,981			△5,790
16 生活衛生費	16,411	△584	15,827			
17 環境まちづくり基金積立金	150,899	12,531	163,430			369
計	10,603,901	△918,120	9,685,781	△1,048,061		△59,676

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 清掃総務費	691,451	△4,726	686,725			
2 塵芥処理費	2,079,995	△3,665	2,076,330			
3 し尿処理費	38,555	△251	38,304			
4 塵芥焼却処理費	2,222,447	△9,064	2,213,383			6,361



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	19 扶 助 費	△292,113	新型コロナウイルス感染症入院医 療費助成ほか
△1,931	12 委 託 料	△7,721	P C B 廃棄物処分業務委託料ほか
△584	13 使用料及び賃借料	△84	車両リース料
	18 負担金、補助及び 交付金	△500	食品衛生申請等システム運用・保 守負担金
12,162	24 積 立 金	12,531	積立金
189,617			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△4,726	3 職 員 手 当 等	△233	
	7 報 償 費	△3,611	再生資源集団回収報償金
	12 委 託 料	△882	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備 事業委託料
△3,665	1 報 酬	△2,600	会計年度任用職員報酬
	10 需 用 費	△460	光熱水費
	11 役 務 費	△72	手数料
	12 委 託 料	△519	機械警備業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△14	電子複写機借上料
△251	12 委 託 料	△251	機械警備業務委託料
△15,425	2 給 料	△3,728	
	3 職 員 手 当 等	△4,336	
	4 共 済 費	△1,000	

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費  
 ~ (款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
5 破碎選別処理費	665,044	△11,421	653,623		△2,200	
7 廃棄物処理施設整備費積立金	800,355	1,909	802,264			1,909
8 廃棄物処理施設整備費	318,186	△616	317,570		△500	
計	6,868,646	△27,834	6,840,812		△2,700	8,270

(項) 3 上水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 上水道費	—	8,044	8,044			
計	—	8,044	8,044			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△9,221	2 給 料	△4,130	
	3 職 員 手 当 等	△4,120	
	4 共 済 費	△300	
	14 工 事 請 負 費	△2,871	
	24 積 立 金	1,909	積立金
△116	14 工 事 請 負 費	△616	
△33,404			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
8,044	18 負担金、補助及び 交付金	8,044	水道事業会計負担金
8,044			

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費  
~ (款) 4 衛生費 (項) 3 上水道費

## (款) 5 労働費

## (項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 労働諸費	83,903	△12,417	71,486			
2 勤労者会館費	114,991	△5,767	109,224			△1,276
3 勤労者福祉共済特別会計繰出金	9,150	△1,361	7,789			
計	208,044	△19,545	188,499			△1,276

## (款) 6 農業費

## (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 農業委員会費	44,069	△2,304	41,765			
2 農業総務費	25,343	△1,537	23,806			
3 農業振興費	8,069	△250	7,819			
4 農地費	340	△200	140			
計	77,821	△4,291	73,530			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△12,417	1 報 酬	△84	JOBナビすいた運營業務委託事業者選定委員会委員報酬
	2 給 料	△5,935	
	3 職 員 手 当 等	△3,362	
	4 共 済 費	△2,300	
	7 報 償 費	△88	就労体験謝礼金ほか
	11 役 務 費	△39	通信運搬費
	12 委 託 料	△597	JOBナビすいた運營業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△12	電子複写機借上料
△4,491	12 委 託 料	△5,767	指定管理者施設管理費ほか
△1,361	27 繰 出 金	△1,361	繰出金
△18,269			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△2,304	2 給 料	△674	
	3 職 員 手 当 等	△1,130	
	4 共 済 費	△500	
△1,537	2 給 料	△900	
	3 職 員 手 当 等	△637	
△250	18 負担金、補助及び 交付金	△250	市民農園整備運営事業補助金ほか
△200	15 原 材 料 費	△200	農業用水路原材料費
△4,291			

(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費  
 ~ (款) 6 農業費 (項) 1 農業費

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 商工総務費	128,050	△11,958	116,092			
2 商工振興費	1,656,694	△26,593	1,630,101	68,349		△232
計	1,784,750	△38,551	1,746,199	68,349		△232

(款) 8 土木費  
(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 土木総務費	1,259,277	△67,115	1,192,162			△344
3 開発指導費	259,963	△8,926	251,037			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	2 給 料	△6,645	
	3 職 員 手 当 等	△3,913	
	4 共 済 費	△1,400	
△94,710	1 報 酬	△682	地元企業等共同研究開発事業認定 審査会委員報酬 △16 会計年度任用職員報酬 △666
	3 職 員 手 当 等	△156	
	7 報 償 費	△52	中小企業セミナー講師謝礼金ほか
	10 需 用 費	△70	印刷製本費
	13 使用料及び賃借料	△20	起業家交流会会場使用料
	18 負担金、補助及び 交付金	△25,613	中小企業等チャレンジ補助金 △15,614 展示会等出展事業補助金 △1,200 創業支援型事業所賃借料補助金、 吹田産業フェア補助金ほか △8,799
△106,668			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	1 報 酬	△256	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△29,264	
	3 職 員 手 当 等	△25,107	
	4 共 済 費	△12,392	
	13 使用料及び賃借料	△96	電子複写機借上料
△8,926	2 給 料	△5,727	
	3 職 員 手 当 等	△1,789	
	4 共 済 費	△1,400	

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費  
 ~ (款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
4 北部消防庁舎等複合施設建設費	1,407,910	—	1,407,910		△3,800	3,600
計	2,936,035	△76,041	2,859,994		△3,800	3,256

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 道路橋梁総務費	143,556	△21,292	122,264	△365		
2 道路維持費	617,312	△7,625	609,687	△9,178		△27
3 道路新設改良費	932,475	△148,048	784,427	12,615	△162,700	12,645
4 交通対策費	284,622	△30,731	253,891			
6 橋梁新設改良費	254,308	164,049	418,357	84,292	57,600	



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△10	全国建築審査会長会議出席負担金
200			
△75,497			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△20,927	12 委 託 料	△21,088	道路用地図面作成業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△199	道路用地借上料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△5	近畿ブロック国土調査推進連絡協 議会負担金
1,580	11 役 務 費	△718	保険料
	12 委 託 料	△6,907	施設管理委託料
△10,608	12 委 託 料	△25,560	調査・測量業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△11,688	
	16 公有財産購入費	△34,713	岸部南1号線用地購入費
	21 補償、補填及び賠 償金	△76,087	支障物件移設補償費
△30,731	13 使用料及び賃借料	△360	放置自転車等管理システムリース 料
	18 負担金、補助及び 交付金	△30,371	ノンステップバス購入補助金、ベ ンチ設置補助金ほか
22,157	12 委 託 料	△4,522	橋梁補修工事設計業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	170,184	高浜橋耐震補強及び補修工事費 219,312 橋梁補修及び改良工事費 △49,128

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費  
 ~ (款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
計	2,286,473	△43,647	2,242,826	87,364	△105,100	12,618

(項) 3 水路費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 水路総務費	92,245	△5,277	86,968			△17
2 水路維持費	53,190	△452	52,738			
3 水路新設改良費	82,721	△24,890	57,831			
計	228,156	△30,619	197,537			△17

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	18 負担金、補助及び 交付金	△1,613	橋梁補修工事負担金
△38,529			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
△5,260	2 給 料	△2,009	
	3 職 員 手 当 等	△2,449	
	4 共 済 費	△800	
	18 負担金、補助及び 交付金	△19	淀川右岸治水促進期成同盟負担金
△452	11 役 務 費	△72	通信運搬費
	12 委 託 料	△380	雨量・水位監視、樋門遠隔操作シ ステム保守委託料ほか
△24,890	12 委 託 料	△3,968	家屋等調査業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△16,571	
	21 補償、補填及び賠 償金	△4,351	支障物件移設補償費ほか
△30,602			

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費  
 ~ (款) 8 土木費 (項) 3 水路費

## (項) 4 土木整備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 受託工事費	15,140	△14,700	440			△14,600
計	161,513	△14,700	146,813			△14,600

## (項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 都市計画総務費	493,047	△18,788	474,259			
2 公園整備費	1,196,149	△23,535	1,172,614	1,980	△1,000	497

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△100	14 工 事 請 負 費	△14,600	
	22 償還金、利子及び 割引料	△100	受託復旧工事過年度還付金
△100			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△18,788	1 報 酬	△227	都市計画審議会委員報酬、景観ま ちづくり審議会委員報酬
	2 給 料	△8,804	
	3 職 員 手 当 等	△2,997	
	4 共 済 費	△4,200	
	7 報 償 費	△359	まちづくり活動支援アドバイザー 派遣謝礼金ほか
	8 旅 費	△4	費用弁償
	10 需 用 費	△189	消耗品費 △168 印刷製本費 △21
	11 役 務 費	△364	通信運搬費 △62 筆耕翻訳料 △278 保険料 △24
	12 委 託 料	△781	まちづくり検討業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△633	電子複写機借上料ほか
	17 備 品 購 入 費	△3	電算関係備品購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△227	景観まちづくり活動事業補助金ほ か
	△25,012	1 報 酬	△993

(款) 8 土木費 (項) 4 土木整備費  
 ~ (款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 都市計画道路 維持管理費	4,842	△4,842	0			
4 自転車駐車場 費	697,413	△53,293	644,120			△16,668
6 緑化維持費	321,094	△2,512	318,582			△2,482
11 下水道費	3,080,595	△197,956	2,882,639			
12 千里丘朝日が 丘線道路新設 費	161,292	△113,465	47,827			10,000
13 佐井寺西土地 区画整理費	1,940,467	△467,297	1,473,170	227,185	△253,100	230,018

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	12 委 託 料	△17,201	千里北公園整備費用対効果分析業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△5,077	
	18 負担金、補助及び 交付金	△264	水道給水加入金
△4,842	11 役 務 費	△574	手数料
	12 委 託 料	△1,463	除草業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△2,805	
△36,625	10 需 用 費	△19,895	消耗品費 △1,045 光熱水費 △18,850
	12 委 託 料	△12,828	自転車駐車場管理運営業務委託料 ほか
	14 工 事 請 負 費	△13,882	
	17 備 品 購 入 費	△6,688	阪急千里山駅前東自転車駐車場ゲ ートシステム購入費
△30	11 役 務 費	△200	手数料
	14 工 事 請 負 費	△2,312	
△197,956	18 負担金、補助及び 交付金	△197,956	下水道事業会計負担金
△123,465	8 旅 費	△3	特別旅費
	10 需 用 費	△217	消耗品費 △200 印刷製本費 △17
	12 委 託 料	△95,706	用地補償総合技術業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△16,632	
	16 公有財産購入費	△8	用地購入費
	21 補償、補填及び賠 償金	△899	支障物件移設補償費
	12 委 託 料	△51,197	物件調査業務委託料ほか
△671,400	14 工 事 請 負 費	27,000	造成等工事費 180,000 造成等工事費ほか △153,000
	16 公有財産購入費	124,981	用地購入費
	21 補償、補填及び賠 償金	△568,081	物件移転補償費

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
14 上の川周辺整備費	522,790	△132,568	390,222	△1,000	△86,600	△709
15 公共用地先行取得特別会計繰出金	919,280	△9,999	909,281			△480,000
16 都市計画施設整備費積立金	64,990	796,486	861,476			1,505
17 緑化事業費積立金	—	108	108			108
計	9,655,294	△227,661	9,427,633	228,165	△340,700	△257,731

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 住宅管理費	511,497	△26,248	485,249	10,865	△26,400	△1,825



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△44,259	8 旅 費	△68	特別旅費
	12 委 託 料	△27,800	上の川遊歩道延伸検討業務委託料 ほか
	14 工 事 請 負 費	△5,700	
	18 負担金、補助及び 交付金	△99,000	上の川基盤整備工事負担金
470,001	27 繰 出 金	△9,999	繰出金
794,981	24 積 立 金	796,486	積立金
	24 積 立 金	108	積立金
142,605			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△8,888	1 報 酬	△83	住宅審議会委員報酬、指定管理者 候補者選定委員会委員報酬
	3 職 員 手 当 等	△1,277	
	7 報 償 費	△322	空家等対策協議会委員謝礼金、マ ンション管理相談員謝礼金ほか
	8 旅 費	△5	費用弁償
	10 需 用 費	△31	印刷製本費
	11 役 務 費	△673	通信運搬費 手数料

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費  
 ~ (款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 借上型住宅費	120,237	△2,020	118,217	405		
3 住宅建設費	175,450	△112,208	63,242		△112,200	
4 市営住宅整備費積立金	—	55	55			55
計	807,184	△140,421	666,763	11,270	△138,600	△1,770

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 常備消防費	4,695,824	△146,736	4,549,088		△242,300	△200,083
2 非常備消防費	72,294	△1,055	71,239		△1,000	△563

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	12 委 託 料	△11,933	特定空家等撤去業務委託料、岸部中(西)住宅改修工事設計業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△11,924	
△2,425	11 役 務 費	△820	手数料
	13 使用料及び賃借料	△1,200	借上型市営住宅賃借料
△8	14 工 事 請 負 費	△112,208	
	24 積 立 金	55	積立金
△11,321			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
295,647	1 報 酬	△129	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△15,523	
	3 職 員 手 当 等	△69,473	
	4 共 済 費	△240	
	8 旅 費	△11	費用弁償 △3 特別旅費 △8
	10 需 用 費	△22,000	光熱水費
	12 委 託 料	△22,896	警備・受付業務委託料、清掃・保守業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△16,440	
	18 負担金、補助及び 交付金	△24	高圧ガス製造保安係員講習費
508	14 工 事 請 負 費	△951	
	17 備 品 購 入 費	△104	可搬式小型動力ポンプ購入費

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 ~ (款) 9 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 消防器材整備費	189,978	△18,688	171,290	△175	1,000	
4 災害対策費	272,960	△42,812	230,148	△30,297	△11,000	12
5 北部消防庁舎等複合施設建設費	3,888,864	△1,701	3,887,163		8,900	△9,600
計	9,119,920	△210,992	8,908,928	△30,472	△244,400	△210,234

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 教育委員会費	1,368,669	△49,228	1,319,441	△308		
2 教育センター費	738,409	△31,568	706,841			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△19,513	17 備 品 購 入 費	△18,688	消防車両等購入費
△1,527	10 需 用 費	△120	光熱水費
	12 委 託 料	△2,101	大規模盛土変動予測調査業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△750	MCA無線機購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△39,841	既存民間建築物耐震化補助金ほか
△1,001	8 旅 費	△282	普通旅費 △53 特別旅費 △229
	14 工 事 請 負 費	△755	
	21 補償、補填及び賠 償金	△664	電波障害対策費
274,114			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△48,920	1 報 酬	△570	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△22,074	
	3 職 員 手 当 等	△13,240	
	4 共 済 費	△13,314	
	18 負担金、補助及び 交付金	△30	特定退職金共済負担金ほか
△31,568	2 給 料	△7,630	
	3 職 員 手 当 等	△7,421	
	4 共 済 費	△4,800	

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費  
 ~ (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 教育指導費	942,825	△74,215	868,610	△21,461		
4 人権教育企画費	2,485	△132	2,353			
5 学習支援費	23,760	△3,000	20,760			
6 北部消防庁舎等複合施設建設費	2,352,428	△12,854	2,339,574		3,600	△4,000
計	5,428,576	△170,997	5,257,579	△21,769	3,600	△4,000

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 小学校管理運営費	2,308,132	△37,771	2,270,361			△43

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	12 委 託 料	△11,424	ICTサポーター業務委託料、警備業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△293	授業目的公衆送信補償金制度使用料
△52,754	1 報 酬	△49,753	教科書選定委員報酬 △8 会計年度任用職員報酬 △49,745
	3 職 員 手 当 等	△10,415	
	8 旅 費	△5,069	費用弁償 △4,947 普通旅費 △100 特別旅費 △22
	12 委 託 料	△8,038	英語指導助手派遣業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△840	児童生徒交通機関使用料ほか
	19 扶 助 費	△100	民族学校就学援助費
	△132	13 使用料及び賃借料	△132
△3,000	19 扶 助 費	△3,000	高等学校等学習支援金
△12,454	17 備 品 購 入 費	△12,854	初度備品購入費
△148,828			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	7 報 償 費	△160	水泳安全指導員謝礼金
	8 旅 費	△178	特別旅費
	10 需 用 費	△1,948	消耗品費 △500 印刷製本費 △1,446

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費  
 ~ (款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 小学校改修費	382,914	3,378,639	3,761,553	298,819	3,103,900	△180,000
計	2,691,046	3,340,868	6,031,914	298,819	3,103,900	△180,043

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 中学校管理運営費	1,040,955	△46,858	994,097			
2 中学校改修費	212,032	2,727,390	2,939,422	214,486	2,544,100	△120,000



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			光熱水費 <span style="float:right">△2</span>
	12 委託料	△11,577	包括施設管理業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△2,308	情報教育用電算機器等借上料
	19 扶助費	△21,600	就学援助費、特別支援教育就学奨励費
155,920	10 需用費	△7,908	消耗品費
	12 委託料	65,502	校舎大規模改造工事監理業務委託料、屋内運動場大規模改造工事監理業務委託料ほか
	14 工事請負費	3,324,445	校舎大規模改造工事費、屋内運動場大規模改造工事費ほか <span style="float:right">3,330,102</span> 校舎増築工事費ほか <span style="float:right">△5,657</span>
	17 備品購入費	△3,400	増学級に伴う備品購入費
118,192			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	10 需用費	△1,347	印刷製本費
	12 委託料	△6,375	包括施設管理業務委託料、機器保守点検委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△736	情報教育用電算機器等借上料ほか
	14 工事請負費	△6,000	
	19 扶助費	△32,400	就学援助費、特別支援教育就学奨励費
88,804	10 需用費	△4,143	消耗品費

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費  
 ~ (款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
計	1,252,987	2,680,532	3,933,519	214,486	2,544,100	△120,000

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 幼稚園費	1,220,177	△126,488	1,093,689	△17,304	△7,600	
計	1,220,177	△126,488	1,093,689	△17,304	△7,600	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	12 委 託 料	54,383	校舎大規模改造工事監理業務委託料、屋内運動場大規模改造工事監理業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	2,683,235	校舎大規模改造工事費、屋内運動場大規模改造工事費ほか 2,694,184 教室改修工事費ほか △10,949
	17 備 品 購 入 費	△6,085	増学級に伴う備品購入費
41,946			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△101,584	1 報 酬	△14,000	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△42,108	
	3 職 員 手 当 等	△46,080	
	4 共 済 費	△22,300	
	8 旅 費	△2,000	費用弁償
△101,584			

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費  
 ~ (款) 10 教育費 (項) 4 幼稚園費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 社会教育総務費	430,389	△13,490	416,899			
2 青少年教育費	95,506	△3,639	91,867	1,854		
3 公民館費	285,496	△8,875	276,621			
4 図書館費	1,390,552	△57,439	1,333,113			△7
6 青少年クリエイティブセンター費	123,043	△10,194	112,849			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源	2 給 料	△6,923		
	3 職 員 手 当 等	△4,367		
	4 共 済 費	△2,200		
△13,490	2 給 料	△6,923		
	3 職 員 手 当 等	△4,367		
	4 共 済 費	△2,200		
△5,493	1 報 酬	△800	青少年指導員報酬	
	4 共 済 費	△450		
	12 委 託 料	△2,389	こどもプラザ事業委託料	
△8,875	1 報 酬	△3,198	会計年度任用職員報酬ほか	
	3 職 員 手 当 等	△225		
	4 共 済 費	△29		
	7 報 償 費	△3,100	講師謝礼金	
	10 需 用 費	△636	光熱水費	
	13 使用料及び賃借料	△1,147	電算関係リース料	
	18 負担金、補助及び 交付金	△540	地区公民館文化祭補助金	
	1 報 酬	△4,200	会計年度任用職員報酬	
△57,432	2 給 料	△9,532		
	3 職 員 手 当 等	△6,542		
	4 共 済 費	△4,150		
	7 報 償 費	△450	ボランティア謝礼金ほか	
	8 旅 費	△500	費用弁償	
	10 需 用 費	△18,010	消耗品費 △1,010 光熱水費 △17,000	
	11 役 務 費	△150	通信運搬費	
	12 委 託 料	△13,749	図書館資料等搬送業務委託料ほか	
	18 負担金、補助及び 交付金	△156	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金	
	△10,194	1 報 酬	△1,828	会計年度任用職員報酬ほか
		2 給 料	△1,622	
3 職 員 手 当 等		△1,746		
4 共 済 費		△801		
7 報 償 費		△504	講師謝礼金ほか	
8 旅 費		△43	費用弁償	
10 需 用 費		△5	燃料費 △1 印刷製本費 △4	

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
7 文化財保護費	394,688	△106,896	287,792	△61,163	△28,600	△3,000
8 博物館費	103,695	△9,431	94,264			△57
9 生涯学習費	9,506	△654	8,852			
10 青少年活動サ ポートプラザ 費	160,974	△13,243	147,731	△3,420		
12 吹三地区公民 館整備費	60,921	△5,278	55,643		△43,100	
14 旧西尾家住宅 大規模修繕基 金積立金	—	5,281	5,281			
計	3,225,719	△223,858	3,001,861	△62,729	△71,700	△3,064

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	11 役 務 費	△99	手数料 △5 保険料 △94
	12 委 託 料	△3,522	施設管理業務委託料ほか
	17 備 品 購 入 費	△3	防犯カメラ購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△21	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
△14,133	1 報 酬	△350	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△5,056	
	3 職 員 手 当 等	△7,362	
	4 共 済 費	△2,300	
	8 旅 費	△80	特別旅費
	12 委 託 料	△375	施設管理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△90,570	
	17 備 品 購 入 費	△803	遺跡地区WEB化用端末
△9,374	1 報 酬	△59	博物館協議会委員報酬
	8 旅 費	△180	費用弁償
	10 需 用 費	△6,918	光熱水費
	11 役 務 費	△317	通信運搬費 △246 手数料 △71
	12 委 託 料	△1,957	施設管理業務委託料
△654	7 報 償 費	△654	生涯学習吹田市民大学講師謝礼金 ほか
△9,823	1 報 酬	△2,628	特別職非常勤職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	△716	
	10 需 用 費	△9,899	光熱水費 △9,770 修繕料 △129
37,822	12 委 託 料	△58	建設工事監理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△5,220	
5,281	24 積 立 金	5,281	積立金
△86,365			

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 保健体育総務費	693,059	△14,578	678,481			
2 学校保健体育費	242,231	△7,562	234,669			
3 学校給食費	2,111,195	26,645	2,137,840	1,115,098	29,300	31,987
計	3,046,485	4,505	3,050,990	1,115,098	29,300	31,987

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 元 金	6,381,460	△24,937	6,356,523			
2 利 子	336,120	△12,307	323,813			
計	6,717,965	△37,244	6,680,721			



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△14,578	2 給 料	△6,625	
	3 職 員 手 当 等	△5,853	
	4 共 済 費	△2,100	
△7,562	1 報 酬	△4,450	学校医報酬ほか
	10 需 用 費	△2,000	消耗品費
	12 委 託 料	△500	児童生徒心臓検診業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△229	バス借上料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△183	独立行政法人日本スポーツ振興セ ンター掛金ほか
	19 扶 助 費	△200	要保護及び準要保護児童生徒医療 費援助
	△1,149,740	1 報 酬	△8,820
	3 職 員 手 当 等	△1,536	
	4 共 済 費	△1,662	
	11 役 務 費	△11	手数料
	14 工 事 請 負 費	38,674	小学校給食調理室改修工事費ほか
△1,171,880			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△24,937	22 償還金、利子及び 割引料	△24,937	市債元金
△12,307	22 償還金、利子及び 割引料	△12,307	市債利子
△37,244			

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費  
 ~ (款) 11 公債費 (項) 1 公債費

## (款) 12 諸支出金

## (項) 1 公共施設等整備積立基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 公共施設等整備費積立金	31,319	51,937	83,256			△4
計	31,319	51,937	83,256			△4

## (項) 2 土地開発基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 土地開発基金費	10	△8	2			△8
計	10	△8	2			△8

歳出合計	166,025,127	2,894,743	168,919,870	859,214	4,221,400	△905,391
------	-------------	-----------	-------------	---------	-----------	----------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	24 積 立 金	51,937	積立金
51,941			
51,941			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	27 繰 出 金	△8	繰出金

△1,280,480			
------------	--	--	--

(款) 12 諸支出金 (項) 1 公共施設等整備積立基金費  
～ (款) 12 諸支出金 (項) 2 土地開発基金費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等	5		51,240	(4.35月) 24,966
	議 員	34	273,660		(4.35月) 116,067
	その他の 特別職	2,992	284,655		
	計	3,031	558,315	51,240	141,033
補 正 前	長 等	5		51,240	(4.35月) 24,966
	議 員	36	281,285		(4.35月) 121,352
	その他の 特別職	3,136	302,304		
	計	3,177	583,589	51,240	146,318
比 較	長 等				
	議 員	△ 2	△ 7,625		△ 5,285
	その他の 特別職	△ 144	△ 17,649		
	計	△ 146	△ 25,274		△ 5,285

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
6,150	55,654	138,010	12,086	150,096	
		389,727	82,494	472,221	
		284,655		284,655	
6,150	55,654	812,392	94,580	906,972	
6,150	55,654	138,010	12,086	150,096	
		402,637	82,494	485,131	
		302,304		302,304	
6,150	55,654	842,951	94,580	937,531	
		△ 12,910		△ 12,910	
		△ 17,649		△ 17,649	
		△ 30,559		△ 30,559	

## 2 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3,010 (2,423)	2,613,102	10,449,398	9,177,598
補 正 前	3,037 (2,483)	2,755,403	10,953,055	9,939,286
比 較	△27(△60)	△ 142,301	△ 503,657	△ 761,688
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	263,343	1,350,851	225,735
	補 正 前	283,446	1,400,925	236,671
	比 較	△ 20,103	△ 50,074	△ 10,936
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	392,253	2,986,331	1,914,406
	補 正 前	415,464	3,162,511	2,020,093
	比 較	△ 23,211	△ 176,180	△ 105,687

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。

費	共 濟 費		合 計		備 考
	計 (千円)	(千円)	(千円)		
	22,240,098	4,442,682	26,682,780		
	23,647,744	4,686,287	28,334,031		
	△ 1,407,646	△ 243,605	△ 1,651,251		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	
258,861	93,078	628,354	10,019	123,046	
266,385	109,668	640,354	10,019	126,598	
△ 7,524	△ 16,590	△ 12,000	0	△ 3,552	
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当		
760,061	163,105	2,176	5,979		
1,087,409	169,972	3,792	5,979		
△ 327,348	△ 6,867	△ 1,616	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	2,578(19)		9,544,311	8,332,027
補 正 前	2,598(22)		9,986,935	9,006,218
比 較	△20(△3)		△ 442,624	△ 674,191
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	263,343	1,245,503	225,735
	補 正 前	283,446	1,284,964	236,671
	比 較	△ 20,103	△ 39,461	△ 10,936
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	392,253	2,312,833	1,914,406
	補 正 前	415,464	2,425,084	2,020,093
	比 較	△ 23,211	△ 112,251	△ 105,687

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。



費			備考	
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
17,876,338	3,766,433	21,642,771		
18,993,153	3,942,683	22,935,836		
△ 1,116,815	△ 176,250	△ 1,293,065		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
229,381	92,378	616,582	10,019	122,829
233,950	108,968	618,582	10,019	126,381
△ 4,569	△ 16,590	△ 2,000	0	△ 3,552
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	
739,025	159,585	2,176	5,979	
1,066,373	166,452	3,792	5,979	
△ 327,348	△ 6,867	△ 1,616	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	432(2,404)	2,613,102	905,087	845,571
補 正 前	439(2,461)	2,755,403	966,120	933,068
比 較	△7(△57)	△ 142,301	△ 61,033	△ 87,497
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	105,348	29,480	700
	補 正 前	115,961	32,435	700
	比 較	△ 10,613	△ 2,955	0

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものの。

費					
	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
	4,363,760	676,249	5,040,009		
	4,654,591	743,604	5,398,195		
	△ 290,831	△ 67,355	△ 358,186		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	退職手当	児童手当	
11,772	217	673,498	21,036	3,520	
21,772	217	737,427	21,036	3,520	
△ 10,000	0	△ 63,929	0	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額		増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
		千円		千円
給 料	△ 503,657		その他の増減分	△ 503,657
職員手当等	△ 761,688		その他の増減分	△ 761,688

説 明		備 考
	千円	
扶養手当	△ 20,103	
地域手当	△ 50,074	
住居手当	△ 10,936	
通勤手当	△ 7,524	
特殊勤務手当	△ 16,590	
時間外勤務手当	△ 12,000	
休日勤務手当	△ 3,552	
管理職手当	△ 23,211	
期末手当	△ 176,180	
勤勉手当	△ 105,687	
退職手当	△ 327,348	
児童手当	△ 6,867	
管理職員特別勤務手当	△ 1,616	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額		増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
		千円		千円
給 料	△ 442,624		その他の増減分	△ 442,624
職員手当等	△ 674,191		その他の増減分	△ 674,191

説 明		備 考
	千円	
扶養手当	△ 20,103	
地域手当	△ 39,461	
住居手当	△ 10,936	
通勤手当	△ 4,569	
特殊勤務手当	△ 16,590	
時間外勤務手当	△ 2,000	
休日勤務手当	△ 3,552	
管理職手当	△ 23,211	
期末手当	△ 112,251	
勤勉手当	△ 105,687	
退職手当	△ 327,348	
児童手当	△ 6,867	
管理職員特別勤務手当	△ 1,616	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 61,033	その他の増減分	△ 61,033
職員手当等	△ 87,497	その他の増減分	△ 87,497



説 明	備 考
千円	
地域手当                   △ 10,613 通勤手当                    △ 2,955 時間外勤務手当           △ 10,000 期末手当                    △ 63,929	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医 療 職 ( 1 )
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	317,780	539,700
	平均年齢	41歳 8月	48歳 8月
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	309,656	528,250
	平均年齢	41歳 6月	48歳 6月

備考 短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)	医 療 職 ( 1 ) (円)
吹 田 市	高 校 卒	170,900	
	大 学 卒	196,200	274,100
国	高 校 卒	166,600	
	大 学 卒	196,200	264,700

医療職（２）	医療職（３）	消防職	技能・労務職
300,758	316,732	303,656	315,532
40歳 9月	42歳 9月	40歳 11月	51歳 2月
293,829	310,285	294,918	311,627
40歳 10月	42歳 7月	40歳 9月	51歳 1月

医療職（２） （円）	医療職（３） （円）	消防職 （円）	技能・労務職 （円）
		181,800	170,900
196,200	202,400	196,200	
			164,000
202,800	228,500		

ウ 等級別職員数

区分	行政職			医療職(1)			医療職(2)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1等級	24	1.3	1等級	1	50.0	1等級		
	2等級	59	3.2	2等級	1	50.0	2等級		
	3等級	164	8.8	3等級			3等級	3	7.9
	4等級	267	14.3	4等級			4等級	3	7.9
	5等級	391	20.9	5等級			5等級	5	13.1
	6等級	548 (10)	29.2 (90.9)				6等級	18	47.4
	7等級	416 (1)	22.3 (9.1)				7等級	9	23.7
	計	1,869 (11)	100.0 (100.0)	計	2	100.0	計	38	100.0
令和5年1月1日現在	1等級	24	1.3	1等級	1	50.0	1等級		
	2等級	60	3.2	2等級	1	50.0	2等級		
	3等級	164	8.8	3等級			3等級	3	7.9
	4等級	267	14.3	4等級			4等級	3	7.9
	5等級	392	21.0	5等級			5等級	5	13.2
	6等級	548 (10)	29.3 (90.9)				6等級	19	50.0
	7等級	414 (1)	22.1 (9.1)				7等級	8	21.0
	計	1,869 (11)	100.0 (100.0)	計	2	100.0	計	38	100.0

備考 ( )内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

医 療 職 (3)			消 防 職			技 能 ・ 労 務 職		
等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
1等級			1等級	2	0.5	1等級	22	10.8
2等級			2等級	8	2.2	2等級	167 (3)	81.9 (75.0)
3等級	4	4.3	3等級	25	6.7			
4等級	10	10.9	4等級	38	10.3	3等級	15 (1)	7.3 (25.0)
5等級	21	22.8	5等級	74	20.1			
6等級	40	43.5	6等級	128 (4)	34.7 (100.0)			
7等級	17	18.5	7等級	94	25.5			
計	92	100.0	計	369 (4)	100.0 (100.0)	計	204 (4)	100.0 (100.0)
1等級			1等級	2	0.5	1等級	22	10.8
2等級			2等級	8	2.2	2等級	167 (3)	82.3 (75.0)
3等級	4	4.3	3等級	25	6.8			
4等級	10	10.9	4等級	38	10.3	3等級	14 (1)	6.9 (25.0)
5等級	21	22.8	5等級	74	20.0			
6等級	40	43.5	6等級	128 (4)	34.6 (100.0)			
7等級	17	18.5	7等級	95	25.6			
計	92	100.0	計	370 (4)	100.0 (100.0)	計	203 (4)	100.0 (100.0)

(等級別の標準的な職務内容)

区 分	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
行 政 職	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (1)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (2)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (3)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
消 防 職	消 防 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
技 能・労 務 職	総 括 主 任	主 任	一 般 職	

エ 昇給

区 分		合 計	行 政 職	医 療 職 (1)	
令和 6年 1月 1日 現在	職 員 数 (A) (人)	2,457	1,802	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2,089	1,540	2	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	13	3	
		2号給(人)	10	6	
		3号給(人)	127	102	
		4号給(人)	1,939	1,429	2
比 率 (B) / (A) (%)	85.0	85.5	100.0		
令和 5年 1月 1日 現在	職 員 数 (A) (人)	2,443	1,793	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2,063	1,515	1	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)			
		2号給(人)	18	17	
		3号給(人)	108	87	
		4号給(人)	1,937	1,411	1
比 率 (B) / (A) (%)	84.4	84.5	50.0		

備考 暫定再任用職員は除く。

5 等 級	6 等 級	7 等 級
主 查	主 任	一 般 職
主 查		
主 查	主 任	一 般 職
主 查	主 任	一 般 職
係 長	主 任	一 般 職

医療職 (2)	医療職 (3)	消防職	技能・労務職
38	91	342	182
30	70	306	141
		10	
	2	1	1
1	6	14	4
29	62	281	136
78.9	76.9	89.5	77.5
40	92	328	188
32	76	292	147
	1		
5	3	6	7
27	72	286	140
80.0	82.6	89.0	78.2

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補 正 前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ( ) 内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域		東 京 都 特 別 区
支 給 率 (%)	12	16	20
支給対象職員数 (人)	2,590	2	5
国の指定基準に 基づく 支給率 (%)	12	16	20



ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	技能・労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.4	0.1	1.0
支給対象職員の比率(%) (令和6年1月1日現在)	17.1	4.5	28.8
代表的な特殊勤務手当 の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等徴収業務特殊勤務手当</li> <li>・現場作業特殊勤務手当</li> </ul>		

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者（課長級以下） 6,500 円</li> <li>    "    （次長級） 3,500 円</li> <li>・子1人につき 10,000 円</li> <li>・子以外の扶養親族1人につき 6,500 円</li> <li>    （課長級以下）</li> <li>子以外の扶養親族1人につき 3,500 円</li> <li>    （次長級）</li> <li>・満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき 5,000円を 加算</li> </ul>
住居手当	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃負担者</li> <li>    月額27,000円以下の家賃の者     月額に応じ11,000円を限度に支給</li> <li>    月額27,000円を超える家賃の者     月額に応じ28,000円を限度に支給</li> </ul> <p>※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算</p>
通勤手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者     運賃額に応じ月額55,000円を限度に     6か月ごとに支給</li> <li>・交通用具利用者     使用距離に応じ月額31,600円を限度     に6か月ごとに支給</li> </ul>



議案第 4 1 号

令和 5 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 , 9 3 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 , 0 9 0 , 5 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,713,088	△33,541	6,679,547
	1 国民健康保険料	6,713,088	△33,541	6,679,547
4 国庫支出金		1	683	684
	1 国庫補助金	1	683	684
5 府支出金		24,738,435	△56,489	24,681,946
	1 府補助金	24,738,435	△56,489	24,681,946
6 繰入金		2,965,312	32,941	2,998,253
	1 一般会計繰入金	2,965,312	32,941	2,998,253
7 諸収入		27,219	1,468	28,687
	1 雑収入	27,218	1,468	28,686
歳入合計		35,145,456	△54,938	35,090,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		638,520	△15,236	623,284
	1 総務管理費	431,327	△3,145	428,182
	2 徴収費	206,590	△12,091	194,499
3 国民健康保険事業費納付金		10,353,853	0	10,353,853
	1 医療給付費分	7,326,194	0	7,326,194
5 保健事業費		377,781	△58,930	318,851
	1 特定健康診査等事業費	345,291	△62,441	282,850
	2 保健事業費	32,490	3,511	36,001
6 諸支出金		51,560	19,228	70,788
	1 償還金及び還付加算金	51,560	19,228	70,788
歳出合計		35,145,456	△54,938	35,090,518

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	6,712,588	△ 33,541	6,679,047
計	6,713,088	△ 33,541	6,679,547

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

2 出産育児一時金臨時補助金	—	683	683
計	1	683	684

(款) 5 府支出金

(項) 1 府補助金

1 保険給付費等交付金	24,706,135	△ 56,489	24,649,646
計	24,738,435	△ 56,489	24,681,946

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	902,036	△ 14,329	887,707
2 保険基盤安定繰入金	2,052,000	42,186	2,094,186
3 未就学児均等割保険料繰入金	9,215	5,084	14,299
計	2,965,312	32,941	2,998,253

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

1 雑入	27,218	1,468	28,686
計	27,218	1,468	28,686

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年分	6,967	
2 後期高齢者支援金分 現年分	△ 49,099	
3 介護納付金分現年分	8,591	

1 出産育児一時金臨時 補助金	683	

1 普通交付金	△ 56,489	

1 一般会計繰入金	△ 14,329	
1 保険基盤安定繰入金	42,186	
1 未就学児均等割保険 料繰入金	5,084	

6 雑入	1,468	

(款) 1 国民健康保険料 (項) 1 国民健康保険料  
～ (款) 7 諸収入 (項) 1 雑入

( 5 )

目	補正前の額	補正額	計
歳入合計	35,145,456	△ 54,938	35,090,518



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

## 歳出

### (款) 1 総務費

#### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	425,392	△3,145	422,247			△3,145
計	431,327	△3,145	428,182			△3,145

#### (項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 賦課徴収費	206,590	△12,091	194,499			△12,091
計	206,590	△12,091	194,499			△12,091

### (款) 3 国民健康保険事業費納付金

#### (項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般被保険者 医療給付費分	7,322,621	—	7,322,621	683		△683
計	7,326,194	—	7,326,194	683		△683

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	2 給 料	△2,177	
	3 職 員 手 当 等	△128	
	4 共 済 費	△840	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	2 給 料	△4,413	
	3 職 員 手 当 等	△5,338	
	4 共 済 費	△2,340	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費  
～ (款) 3 国民健康保険事業費納付金 (項) 1 医療給付費分

## (款) 5 保健事業費

## (項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 特定健康診査等事業費	345,291	△62,441	282,850	△60,000		△2,441
計	345,291	△62,441	282,850	△60,000		△2,441

## (項) 2 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 保健事業費	32,490	3,511	36,001	3,511		
計	32,490	3,511	36,001	3,511		

## (款) 6 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
5 償還金	—	19,228	19,228			19,228
計	51,560	19,228	70,788			19,228

歳出合計	35,145,456	△54,938	35,090,518	△55,806		868
------	------------	---------	------------	---------	--	-----

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	2 給 料	△1,751	
	4 共 済 費	△690	
	12 委 託 料	△60,000	特定健康診査（国保健康診査）業 務委託料

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	3,511	人間ドック助成費

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	22 償還金、利子及び 割引料	19,228	過年度府支出金返還金

--	--	--	--

(款) 5 保健事業費 (項) 1 特定健康診査等事業費  
~ (款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

( 11 )

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	39(17)	35,671	119,772	101,492
補 正 前	39(17)	35,671	128,113	106,958
比 較	0(0)	0	△ 8,341	△ 5,466
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	1,851	15,726	2,533
	補 正 前	1,953	16,007	2,533
	比 較	△ 102	△ 281	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	37,076	21,932	1,355
	補 正 前	37,544	22,539	1,355
	比 較	△ 468	△ 607	0

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。

明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
256,935	51,803	308,738	
270,742	55,673	326,415	
△ 13,807	△ 3,870	△ 17,677	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,955	360	9,814	3,194
3,955	360	13,728	3,288
0	0	△ 3,914	△ 94
退職手当			
3,696			
3,696			
0			

会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	29(0)		104,857	84,987
補 正 前	29(0)		113,198	90,453
比 較	0(0)		△ 8,341	△ 5,466
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	1,851	13,935	2,533
	補 正 前	1,953	14,216	2,533
	比 較	△ 102	△ 281	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	26,555	21,932	1,355
	補 正 前	27,023	22,539	1,355
	比 較	△ 468	△ 607	0

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。



費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
189,844	40,273	230,117	
203,651	44,143	247,794	
△ 13,807	△ 3,870	△ 17,677	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,458	360	9,814	3,194
3,458	360	13,728	3,288
0	0	△ 3,914	△ 94

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 8,341	その他の増減分	△ 8,341
職員手当等	△ 5,466	その他の増減分	△ 5,466

説 明	備 考
千円	
扶養手当                   △ 102	
地域手当                   △ 281	
時間外勤務手当           △ 3,914	
管理職手当                △ 94	
期末手当                   △ 468	
勤勉手当                   △ 607	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 8,341	その他の増減分	△ 8,341
職員手当等	△ 5,466	その他の増減分	△ 5,466

説 明	備 考
千円	
扶養手当                   △ 102	
地域手当                   △ 281	
時間外勤務手当           △ 3,914	
管理職手当               △ 94	
期末手当                   △ 468	
勤勉手当                   △ 607	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医 療 職 (3)
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	310,527	266,333
	平均年齢	40歳 8月	32歳 6月
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	301,942	253,633
	平均年齢	40歳 6月	32歳 4月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)	医 療 職 (3) (円)
吹 田 市	高 校 卒	170,900	
	大 学 卒	196,200	202,400
国	高 校 卒	166,600	
	大 学 卒	196,200	228,500

ウ 等級別職員数

区分	行政職			医療職(3)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日 現在	1等級			1等級		
	2等級	1	3.8	2等級		
	3等級	2	7.7	3等級		
	4等級	2	7.7	4等級		
	5等級	7	26.9	5等級	1	33.3
	6等級	8	30.8	6等級		
	7等級	6	23.1	7等級	2	66.7
	計	26	100.0	計	3	100.0
令和5年11月1日 現在	1等級			1等級		
	2等級	1	3.8	2等級		
	3等級	2	7.7	3等級		
	4等級	2	7.7	4等級		
	5等級	7	26.9	5等級	1	33.3
	6等級	8	30.8	6等級		
	7等級	6	23.1	7等級	2	66.7
	計	26	100.0	計	3	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合計	行政職	医療職(3)	
令和6年1月1日現在	職員数 (A) (人)	28	25	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	27	24	3	
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)	2	2	
		4号給(人)	25	22	3
比率 (B) / (A) (%)	96.4	96.0	100.0		
令和5年1月1日現在	職員数 (A) (人)	29	26	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	26	23	3	
	号給数別内訳	1号給(人)			
		2号給(人)			
		3号給(人)			
		4号給(人)	26	23	3
比率 (B) / (A) (%)	89.7	88.5	100.0		

備考 暫定再任用職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補 正 前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ( ) 内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国 の 制 度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支 給 対 象 職 員 数 (人)	29
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	12



ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	行 政 職	医 療 職 ( 3 )
給料総額に対する比率 (%)	1.1	1.1	0.0
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	55.2	61.5	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	・市税等徴収業務特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者（課長級以下） 6,500 円</li> <li style="padding-left: 20px;">〃 （次長級） 3,500 円</li> <li>・子1人につき 10,000 円</li> <li>・子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 (課長級以下)</li> <li style="padding-left: 20px;">子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 (次長級)</li> <li>・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算</li> </ul>
住居手当	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃負担者</li> <li style="padding-left: 20px;">月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給</li> <li style="padding-left: 20px;">月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給</li> <li>※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算</li> </ul>
通勤手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給</li> <li>・交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給</li> </ul>



議案第42号

令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）

令和5年度吹田市の勤労者福祉共済特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,429千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

(1)



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 共済掛金収入		24,931	△118	24,813
	1 共済掛金収入	24,931	△118	24,813
2 繰入金		10,616	△2,112	8,504
	1 一般会計繰入金	9,150	△1,361	7,789
	2 基金繰入金	1,466	△751	715
3 諸収入		2,363	567	2,930
	2 雑入	2,362	567	2,929
4 繰越金		—	3,182	3,182
	1 繰越金	—	3,182	3,182
歳入合計		37,910	1,519	39,429

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 福祉共済費		37,910	1,519	39,429
	1 福祉共済費	37,910	1,519	39,429
歳出合計		37,910	1,519	39,429

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 共済掛金収入

(項) 1 共済掛金収入

目	補正前の額	補正額	計
1 共済掛金収入	24,931	△ 118	24,813
計	24,931	△ 118	24,813

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	9,150	△ 1,361	7,789
計	9,150	△ 1,361	7,789

(項) 2 基金繰入金

1 勤労者福祉共済基金繰入金	1,466	△ 751	715
計	1,466	△ 751	715

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	2,362	567	2,929
計	2,362	567	2,929

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	—	3,182	3,182
計	—	3,182	3,182

歳入合計	37,910	1,519	39,429
------	--------	-------	--------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 勤労者福祉共済掛金収入	△ 118	

1 一般会計繰入金	△ 1,361	

1 勤労者福祉共済基金繰入金	△ 751	

1 雑入	567	

1 繰越金	3,182	

--	--	--

(款) 1 共済掛金収入 (項) 1 共済掛金収入  
～ (款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

( 5 )

歳出

(款) 1 福祉共済費

(項) 1 福祉共済費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 福祉共済総務費	12,400	△1,663	10,737			△1,663
2 福祉共済事業費	25,510	3,182	28,692			3,182
計	37,910	1,519	39,429			1,519

歳出合計	37,910	1,519	39,429			1,519
------	--------	-------	--------	--	--	-------



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	1 報 酬	△67	運営委員会委員報酬
	2 給 料	△700	
	3 職 員 手 当 等	△661	
	11 役 務 費	△235	通信運搬費
	24 積 立 金	3,182	積立金

--	--	--	--

(款) 1 福祉共済費 (項) 1 福祉共済費

( 7 )

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等				( 月)
	議 員				( 月)
	その他の 特別 職	12	135		
	計	12	135		( 月)
補 正 前	長 等				( 月)
	議 員				( 月)
	その他の 特別 職	12	202		
	計	12	202		( 月)
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特別 職	0	△ 67		
	計	0	△ 67		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
		135		135	
		135		135	
		202		202	
		202		202	
		△ 67		△ 67	
		△ 67		△ 67	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	1(0)		3,449	2,544
補 正 前	1(0)		4,149	3,205
比 較	0(0)		△ 700	△ 661
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	120	458	0
	補 正 前	150	517	71
	比 較	△ 30	△ 59	△ 71
	区 分	児童手当		
	補 正 後	92		
	補 正 前	92		
	比 較	0		

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
5,993	1,796	7,789	
7,354	1,796	9,150	
△ 1,361	0	△ 1,361	
通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
0	226	888	760
97	405	1,020	853
△ 97	△ 179	△ 132	△ 93

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 700	その他の増減分	△ 700
職員手当等	△ 661	その他の増減分	△ 661

説 明	備 考
千円	
扶養手当	
地域手当	
住居手当	
通勤手当	
時間外勤務手当	
期末手当	
勤勉手当	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	275,500
	平均年齢	35歳 7月
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	264,400
	平均年齢	35歳 5月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)
吹 田 市	高 校 卒	170,900
	大 学 卒	196,200
国	高 校 卒	166,600
	大 学 卒	196,200



ウ 等級別職員数

区分	行政職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日 現在	1等級		
	2等級		
	3等級		
	4等級		
	5等級		
	6等級	1	100.0
	7等級		
	計	1	100.0
令和5年11月1日 現在	1等級		
	2等級		
	3等級		
	4等級		
	5等級		
	6等級	1	100.0
	7等級		
	計	1	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合計	行政職	
令和6年1月1日現在	職員数 (A) (人)	1	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1	
	号給数別内訳	1号給(人)		
		2号給(人)		
		3号給(人)		
		4号給(人)	1	1
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0		
令和5年1月1日現在	職員数 (A) (人)	1	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1	
	号給数別内訳	1号給(人)		
		2号給(人)		
		3号給(人)		
		4号給(人)	1	1
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補 正 前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ( ) 内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	1
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円</li> <li style="padding-left: 20px;">// （次長級） 3,500 円</li> <li>・ 子1人につき 10,000 円</li> <li>・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下）</li> <li style="padding-left: 20px;">子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級）</li> <li>・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算</li> </ul>
住居手当	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃負担者</li> <li style="padding-left: 20px;">月額27,000円以下の家賃の者</li> <li style="padding-left: 40px;">月額に応じ11,000円を限度に支給</li> <li style="padding-left: 20px;">月額27,000円を超える家賃の者</li> <li style="padding-left: 40px;">月額に応じ28,000円を限度に支給</li> <li>※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は上記算出額に5,000円を加算</li> </ul>
通勤手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関等利用者</li> <li style="padding-left: 20px;">運賃額に応じ月額55,000円を限度に6か月ごとに支給</li> <li>・ 交通用具利用者</li> <li style="padding-left: 20px;">使用距離に応じ月額31,600円を限度に6か月ごとに支給</li> </ul>



議案第 4 3 号

令和 5 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度吹田市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 , 4 5 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 , 4 8 1 , 7 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		7,789,259	△614,990	7,174,269
	1 国庫負担金	5,511,552	△279,797	5,231,755
	2 国庫補助金	2,277,707	△335,193	1,942,514
4 支払基金交付金		8,393,584	△445,530	7,948,054
	1 支払基金交付金	8,393,584	△445,530	7,948,054
5 府支出金		4,476,126	△203,510	4,272,616
	1 府負担金	4,202,577	△177,949	4,024,628
	2 府補助金	273,549	△25,561	247,988
6 繰入金		5,721,739	426,162	6,147,901
	1 一般会計繰入金	5,197,882	△185,436	5,012,446
	2 基金繰入金	523,857	611,598	1,135,455
7 諸収入		413	250	663
	1 雑収入	413	250	663
8 財産収入		25	2	27
	1 財産運用収入	25	2	27
9 繰越金		—	803,157	803,157
	1 繰越金	—	803,157	803,157
歳入合計		32,516,236	△34,459	32,481,777

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		764,585	△59,706	704,879
	1 総務管理費	380,605	△21,522	359,083
	2 徴収費	83,424	△5,855	77,569
	3 介護認定審査会費	300,556	△32,329	268,227
2 介護保険給付費		29,889,631	△857,000	29,032,631
	1 介護サービス等諸費	27,691,228	△837,000	26,854,228
	2 介護予防サービス等諸費	798,103	△7,000	791,103
	3 その他諸費	27,217	0	27,217
	4 高額介護サービス費	809,908	0	809,908
	5 高額医療合算介護サービス等費	128,020	0	128,020
	6 特定入所者介護サービス等費	435,155	△13,000	422,155
3 基金積立金		25	872,631	872,656
	1 基金積立金	25	872,631	872,656
4 諸支出金		20,923	94,758	115,681
	1 償還金及び還付加算金	20,923	94,557	115,480
	2 繰出金	—	201	201
5 地域支援事業費		1,841,072	△85,142	1,755,930
	1 包括的支援事業・任意事業費	643,327	△26,882	616,445
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,194,279	△58,260	1,136,019
	3 その他諸費	3,466	0	3,466
歳出合計		32,516,236	△34,459	32,481,777

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費負担金	5,511,552	△ 279,797	5,231,755
計	5,511,552	△ 279,797	5,231,755

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	1,730,609	△ 376,867	1,353,742
2 地域支援事業交付金	547,098	△ 57,163	489,935
3 保険者機能強化推進交付金	—	35,988	35,988
4 介護保険保険者努力支援交付金	—	56,951	56,951
5 介護保険事業費補助金	—	5,898	5,898
計	2,277,707	△ 335,193	1,942,514

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	8,070,199	△ 405,699	7,664,500
2 地域支援事業支援交付金	323,385	△ 39,831	283,554
計	8,393,584	△ 445,530	7,948,054

(款) 5 府支出金

(項) 1 府負担金

1 介護給付費負担金	4,202,577	△ 177,949	4,024,628
計	4,202,577	△ 177,949	4,024,628



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△ 279,797	

1 現年度分	△ 376,867	
1 現年度分	△ 66,623	
2 過年度分	9,460	
1 保険者機能強化推進 交付金	35,988	
1 介護保険保険者努力 支援交付金	56,951	
1 介護保険事業費補助 金	5,898	

1 現年度分	△ 429,432	
2 過年度分	23,733	
1 現年度分	△ 43,747	
2 過年度分	3,916	

1 現年度分	△ 206,766	
2 過年度分	28,817	

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金  
～ (款) 5 府支出金 (項) 1 府負担金

( 5 )

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 地域支援事業交付金	273,549	△ 25,561	247,988
計	273,549	△ 25,561	247,988

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	3,736,203	△ 107,125	3,629,078
2 一般会計繰入金	763,805	△ 65,604	698,201
3 地域支援事業繰入金	273,549	△ 12,506	261,043
4 低所得者保険料軽減繰入金	424,325	△ 201	424,124
計	5,197,882	△ 185,436	5,012,446

(項) 2 基金繰入金

1 介護保険給付費準備基金繰入金	523,857	611,598	1,135,455
計	523,857	611,598	1,135,455

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

3 雑入	411	250	661
計	413	250	663

(款) 8 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	25	2	27
計	25	2	27

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	現年度分	△ 30,920	
2	過年度分	5,359	

1	現年度分	△ 107,125	
1	一般会計繰入金	△ 65,604	
1	現年度分	△ 12,506	
1	現年度分	△ 201	

1	介護保険給付費準備 基金繰入金	611,598	

1	雑入	250	

1	預金利息	2	

(款) 5 府支出金 (項) 2 府補助金  
～ (款) 8 財産収入 (項) 1 財産運用収入

(7)

(款) 9 繰越金  
(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	—	803,157	803,157
計	—	803,157	803,157

歳入合計	32,516,236	△ 34,459	32,481,777
------	------------	----------	------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	803,157	

--	--	--

(款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金

## 歳出

### (款) 1 総務費

#### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	380,605	△21,522	359,083	5,898		△27,420
計	380,605	△21,522	359,083	5,898		△27,420

#### (項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 賦課徴収費	83,424	△5,855	77,569			△5,855
計	83,424	△5,855	77,569			△5,855

#### (項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 介護認定審査会費	167,165	△17,500	149,665			△17,500
2 認定調査等費	133,391	△14,829	118,562			△14,829

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	2 給 料	△6,810	
	3 職 員 手 当 等	△12,052	
	4 共 済 費	△2,660	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	2 給 料	△1,586	
	3 職 員 手 当 等	△3,689	
	4 共 済 費	△580	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	1 報 酬	△12,500	介護認定審査会委員報酬
	11 役 務 費	△5,000	手数料
	1 報 酬	△9,248	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	△2,105	
	4 共 済 費	△2,810	
	8 旅 費	△570	費用弁償

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費  
 ~ (款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
計	300,556	△32,329	268,227			△32,329

(款) 2 介護保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 居宅介護サービス等給付費	14,915,643	△468,000	14,447,643	△432,212		△35,788
2 施設介護サービス等給付費	7,115,922	△33,000	7,082,922	△165,593		132,593
3 居宅介護福祉用具購入費	39,266	—	39,266	△665		665
4 居宅介護住宅改修費	60,170	—	60,170	△1,021		1,021
5 居宅介護サービス計画等給付費	1,757,051	△71,000	1,686,051	△55,790		△15,210
6 地域密着型介護サービス等給付費	3,803,176	△265,000	3,538,176	△161,497		△103,503
計	27,691,228	△837,000	26,854,228	△816,778		△20,222



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	18 負担金、補助及び 交付金	△96	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	18 負担金、補助及び 交付金	△468,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△33,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△71,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△265,000	

(款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費  
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 1 介護サービス等諸費

## (項) 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 介護予防サービス等給付費	606,612	△3,000	603,612	△11,808		8,808
2 介護予防福祉用具購入費	12,371	—	12,371	△210		210
3 介護予防住宅改修費	40,396	—	40,396	△685		685
4 介護予防サービス計画等給付費	131,822	—	131,822	△2,236		2,236
5 地域密着型介護予防サービス等給付費	6,902	△4,000	2,902	△1,583		△2,417
計	798,103	△7,000	791,103	△16,522		9,522

## (項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 審査支払手数料	27,217	—	27,217	△469		469
計	27,217	—	27,217	△469		469

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	18 負担金、補助及び 交付金	△3,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△4,000	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(款) 2 介護保険給付費 (項) 2 介護予防サービス等諸費  
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 3 その他諸費

## (項) 4 高額介護サービス費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 高額介護サービス費	809,908	—	809,908	△13,742		13,742
計	809,908	—	809,908	△13,742		13,742

## (項) 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 高額医療合算介護サービス等費	128,020	—	128,020	△2,173		2,173
計	128,020	—	128,020	△2,173		2,173

## (項) 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 特定入所者介護サービス等費	435,155	△13,000	422,155	△13,746		746
計	435,155	△13,000	422,155	△13,746		746

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△13,000	

(款) 2 介護保険給付費 (項) 4 高額介護サービス費  
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 6 特定入所者介護サービス等費

## (款) 3 基金積立金

## (項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 介護保険給付費準備基金積立金	25	872,631	872,656	43,636		828,995
計	25	872,631	872,656	43,636		828,995

## (款) 4 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
3 償還金	—	94,557	94,557			94,557
計	20,923	94,557	115,480			94,557

## (項) 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 他会計繰出金	—	201	201			201
計	—	201	201			201

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	24 積 立 金	872,631	積立金

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	22 償還金、利子及び 割引料	94,557	過年度国庫支出金等返還金

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	27 繰 出 金	201	繰出金

(款) 3 基金積立金 (項) 1 基金積立金  
～ (款) 4 諸支出金 (項) 2 繰出金

## (款) 5 地域支援事業費

## (項) 1 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 包括的支援事業・任意事業費	643,327	△26,882	616,445	597		△27,479
計	643,327	△26,882	616,445	597		△27,479

## (項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 介護予防・生活支援サービス事業費	948,779	△40,500	908,279	△1,449		△39,051
2 介護予防ケアマネジメント事業費	120,722	△5,000	115,722	△126		△4,874
3 高額介護予防サービス費相当費	2,308	—	2,308	△88		88
4 一般介護予防事業費	118,503	△12,760	105,743	△3,253		△9,507



(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	2 給 料	△4,489	
	3 職 員 手 当 等	△15,722	
	4 共 済 費	△1,720	
	7 報 償 費	△1,951	介護相談員謝礼金
	19 扶 助 費	△3,000	成年後見制度利用支援費

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	1 報 酬	△400	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	△100	
	18 負担金、補助及び 交付金	△40,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△5,000	
	2 給 料	△5,240	
	3 職 員 手 当 等	△1,633	
	4 共 済 費	△2,210	
	12 委 託 料	△300	いきいき百歳体操フォロー講座業 務委託料
	13 使用料及び賃借料	△1,000	電算機器借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△2,377	

(款) 5 地域支援事業費 (項) 1 包括的支援事業・任意事業費  
 ~ (款) 5 地域支援事業費 (項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
5 高額医療合算 介護予防サー ビス費相当費	3,967	—	3,967	△153		153
計	1,194,279	△58,260	1,136,019	△5,069		△53,191

(項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 審査支払手 料	3,466	—	3,466	△132		132
計	3,466	—	3,466	△132		132

歳出合計	32,516,236	△34,459	32,481,777	△818,500		784,041
------	------------	---------	------------	----------	--	---------

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

--	--	--	--

(款) 5 地域支援事業費 (項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費  
～ (款) 5 地域支援事業費 (項) 3 その他諸費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等				( 月)
	議 員				( 月)
	その他の 特別 職	310	47,462		
	計	310	47,462		( 月)
補 正 前	長 等				( 月)
	議 員				( 月)
	その他の 特別 職	310	59,962		
	計	310	59,962		( 月)
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特別 職	0	△ 12,500		
	計	0	△ 12,500		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
		47,462		47,462	
		47,462		47,462	
		59,962		59,962	
		59,962		59,962	
		△ 12,500		△ 12,500	
		△ 12,500		△ 12,500	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	35(37)	53,645	120,469	101,966
補 正 前	35(40)	63,293	138,594	137,267
比 較	0(△3)	△ 9,648	△ 18,125	△ 35,301
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	3,371	16,227	1,449
	補 正 前	4,879	17,778	1,807
	比 較	△ 1,508	△ 1,551	△ 358
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	40,818	23,916	229
	補 正 前	46,910	27,644	1,729
	比 較	△ 6,092	△ 3,728	△ 1,500

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
276,080	54,588	330,668	
339,154	64,568	403,722	
△ 63,074	△ 9,980	△ 73,054	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,104	0	9,141	3,571
3,263	45	28,500	4,572
△ 159	△ 45	△ 19,359	△ 1,001
退職手当			
140			
140			
0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	32(0)		115,550	89,184
補 正 前	32(0)		133,675	122,280
比 較	0(0)		△ 18,125	△ 33,096
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	3,371	15,636	1,449
	補 正 前	4,879	17,187	1,807
	比 較	△ 1,508	△ 1,551	△ 358
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	29,211	23,916	229
	補 正 前	33,098	27,644	1,729
	比 較	△ 3,887	△ 3,728	△ 1,500

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。



費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
204,734	44,013	248,747	
255,955	51,183	307,138	
△ 51,221	△ 7,170	△ 58,391	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
2,757	0	9,044	3,571
2,916	45	28,403	4,572
△ 159	△ 45	△ 19,359	△ 1,001

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3(37)	53,645	4,919	12,782
補 正 前	3(40)	63,293	4,919	14,987
比 較	0(△3)	△ 9,648	0	△ 2,205
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	時間外勤務手当
	補 正 後	591	347	97
	補 正 前	591	347	97
	比 較	0	0	0

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
71,346	10,575	81,921	
83,199	13,385	96,584	
△ 11,853	△ 2,810	△ 14,663	
期末手当	退職手当		
11,607	140		
13,812	140		
△ 2,205	0		

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	
	千円	千円
給 料	△ 18,125	△ 18,125
職員手当等	△ 35,301	△ 35,301

説 明	備 考
千円	
扶養手当	△ 1,508
地域手当	△ 1,551
住居手当	△ 358
通勤手当	△ 159
特殊勤務手当	△ 45
時間外勤務手当	△ 19,359
管理職手当	△ 1,001
期末手当	△ 6,092
勤勉手当	△ 3,728
児童手当	△ 1,500

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額		増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
		千円		千円
給 料	△ 18,125		その他の増減分	△ 18,125
職員手当等	△ 33,096		その他の増減分	△ 33,096

説 明	備 考
千円	
扶養手当	△ 1,508
地域手当	△ 1,551
住居手当	△ 358
通勤手当	△ 159
特殊勤務手当	△ 45
時間外勤務手当	△ 19,359
管理職手当	△ 1,001
期末手当	△ 3,887
勤勉手当	△ 3,728
児童手当	△ 1,500

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	
	千円	千円
職員手当等	△ 2,205	その他の増減分 △ 2,205



説 明	備 考
<p style="text-align: right;">千円</p> 期末手当 <span style="float: right;">△ 2,205</span>	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医 療 職 ( 2 )	医 療 職 ( 3 )
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,461	274,200	312,729
	平均年齢	42歳 4月	35歳 7月	39歳 3月
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	297,139	264,200	304,486
	平均年齢	42歳 2月	35歳 5月	39歳 1月

イ 初任給

区 分		行 政 職	医 療 職 ( 2 )	医 療 職 ( 3 )
吹 田 市	高 校 卒	170,900		
	大 学 卒	196,200	196,200	202,400
国	高 校 卒	166,600		
	大 学 卒	196,200	202,800	228,500

ウ 等級別職員数

区分	行政職			医療職 (2)			医療職 (3)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1等級			1等級			1等級		
	2等級			2等級			2等級		
	3等級	2	8.7	3等級			3等級	1	14.3
	4等級	3	13.0	4等級			4等級	1	14.3
	5等級	5	21.7	5等級			5等級	1	14.3
	6等級	6	26.1	6等級	1	50.0	6等級	2	28.6
	7等級	7	30.5	7等級	1	50.0	7等級	2	28.5
	計	23	100.0	計	2	100.0	計	7	100.0
令和5年1月1日現在	1等級			1等級			1等級		
	2等級			2等級			2等級		
	3等級	2	8.7	3等級			3等級	1	14.3
	4等級	3	13.0	4等級			4等級	1	14.3
	5等級	5	21.7	5等級			5等級	1	14.3
	6等級	6	26.1	6等級	1	50.0	6等級	2	28.6
	7等級	7	30.5	7等級	1	50.0	7等級	2	28.5
	計	23	100.0	計	2	100.0	計	7	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (2)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合計	行政職	医療職 (2)	医療職 (3)	
令和6年1月1日現在	職員数 (A) (人)	30	21	2	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	27	19	2	6	
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)	2	1		1
		4号給(人)	25	18	2	5
比率 (B) / (A) (%)		90.0	90.5	100.0	85.7	
令和5年1月1日現在	職員数 (A) (人)	34	27	2	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	28	24	2	2	
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)	1	1		
		4号給(人)	27	23	2	2
比率 (B) / (A) (%)		82.4	88.9	100.0	40.0	

備考 暫定再任用職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補 正 前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ( ) 内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	32
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種	
		行 政 職	医 療 職 ( 3 )
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.5	0.0
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	3.1	4.3	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	・ 社会福祉事務特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 (課長級以下) 6,500 円</li> <li>  " (次長級) 3,500 円</li> <li>・ 子1人につき 10,000 円</li> <li>・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 (課長級以下)</li> <li>  子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 (次長級)</li> <li>・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算</li> </ul>
住居手当	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃負担者</li> <li>  月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給</li> <li>  月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給</li> <li>※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は上記算出額に5,000円を加算</li> </ul>
通勤手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に6か月ごとに支給</li> <li>・ 交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度に6か月ごとに支給</li> </ul>



議案第 4 4 号

令和 5 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度吹田市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 9 , 5 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 6 0 3 , 2 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二





第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保険料		5,084,102	363,280	5,447,382
	1 後期高齢者医療 保険料	5,084,102	363,280	5,447,382
3 繰入金		1,169,390	△23,775	1,145,615
	1 一般会計繰入金	1,169,390	△23,775	1,145,615
歳入合計		6,263,763	339,505	6,603,268

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		200,100	△15,676	184,424
	1 総務管理費	108,329	△7,838	100,491
	2 徴収費	91,771	△7,838	83,933
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		6,053,163	355,181	6,408,344
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	6,053,163	355,181	6,408,344
歳出合計		6,263,763	339,505	6,603,268

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	2,513,965	180,186	2,694,151
2 普通徴収保険料	2,570,137	183,094	2,753,231
計	5,084,102	363,280	5,447,382

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	200,329	△ 15,676	184,653
2 保険基盤安定繰入金	969,061	△ 8,099	960,962
計	1,169,390	△ 23,775	1,145,615

歳入合計	6,263,763	339,505	6,603,268
------	-----------	---------	-----------

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分	180,186	
1	現年度分	183,094	

1	一般会計繰入金	△ 15,676	
1	保険基盤安定繰入金	△ 8,099	

--	--	--	--

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料  
～ (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

( 5 )

## 歳出

### (款) 1 総務費

#### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 一般管理費	108,329	△7,838	100,491			△7,838
計	108,329	△7,838	100,491			△7,838

#### (項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 徴収費	91,771	△7,838	83,933			△7,838
計	91,771	△7,838	83,933			△7,838

### (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

#### (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,053,163	355,181	6,408,344			355,181
計	6,053,163	355,181	6,408,344			355,181

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	2 給 料	△2,778	
	3 職 員 手 当 等	△3,820	
	4 共 済 費	△1,240	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	2 給 料	△1,611	
	3 職 員 手 当 等	△4,787	
	4 共 済 費	△1,440	

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	18 負担金、補助及び 交付金	355,181	後期高齢者医療広域連合保険料納 付金ほか

～ (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 総務費 (項) 1 総務管理費  
(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

( 7 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
歳出合計	6,263,763	339,505	6,603,268			339,505

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)
補 正 後	14(0)		46,373	32,798
補 正 前	14(0)		50,762	41,405
比 較	0(0)		△ 4,389	△ 8,607
職 員 手 当 等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補 正 後	600	5,198	564
	補 正 前	1,554	6,417	976
	比 較	△ 954	△ 1,219	△ 412
	区 分	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	8,295	360	532
	補 正 前	9,304	1,456	532
	比 較	△ 1,009	△ 1,096	0

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。



明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
79,171	16,579	95,750	
92,167	19,259	111,426	
△ 12,996	△ 2,680	△ 15,676	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
872	4,871	1,046	10,460
1,059	7,414	1,128	11,565
△ 187	△ 2,543	△ 82	△ 1,105

会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	12(0)		44,008	31,507
補 正 前	12(0)		48,397	40,114
比 較	0(0)		△ 4,389	△ 8,607
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	600	4,914	564
	補 正 前	1,554	6,133	976
	比 較	△ 954	△ 1,219	△ 412
	区 分	勤勉手当	児童手当	
	補 正 後	8,295	360	
	補 正 前	9,304	1,456	
	比 較	△ 1,009	△ 1,096	

備考 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
75,515	15,915	91,430	
88,511	18,595	107,106	
△ 12,996	△ 2,680	△ 15,676	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
842	4,871	1,046	10,015
1,029	7,414	1,128	11,120
△ 187	△ 2,543	△ 82	△ 1,105

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
			千円
給 料	△ 4,389	その他の増減分	△ 4,389
職員手当等	△ 8,607	その他の増減分	△ 8,607

説 明	備 考
千円	
扶養手当                   △ 954	
地域手当                   △ 1,219	
住居手当                   △ 412	
通勤手当                   △ 187	
時間外勤務手当           △ 2,543	
管理職手当                △ 82	
期末手当                   △ 1,105	
勤勉手当                   △ 1,009	
児童手当                   △ 1,096	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 4,389	その他の増減分	△ 4,389
職員手当等	△ 8,607	その他の増減分	△ 8,607

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 954		
地域手当	△ 1,219		
住居手当	△ 412		
通勤手当	△ 187		
時間外勤務手当	△ 2,543		
管理職手当	△ 82		
期末手当	△ 1,105		
勤勉手当	△ 1,009		
児童手当	△ 1,096		

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,175
	平均年齢	40歳9月
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	296,700
	平均年齢	40歳7月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)
吹 田 市	高 校 卒	170,900
	大 学 卒	196,200
国	高 校 卒	166,600
	大 学 卒	196,200



ウ 等級別職員数

区分	行政職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日 現在	1等級		
	2等級		
	3等級		
	4等級	2	16.7
	5等級	4	33.3
	6等級	3	25.0
	7等級	3	25.0
	計	12	100.0
令和5年11月1日 現在	1等級		
	2等級		
	3等級		
	4等級	2	16.7
	5等級	4	33.3
	6等級	3	25.0
	7等級	3	25.0
	計	12	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合計	行政職	
令和6年1月1日現在	職員数 (A) (人)	12	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9	9	
	号給数別内訳	1号給(人)		
		2号給(人)		
		3号給(人)		
		4号給(人)	9	9
比率 (B) / (A) (%)	75.0	75.0		
令和5年1月1日現在	職員数 (A) (人)	12	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	8	
	号給数別内訳	1号給(人)		
		2号給(人)		
		3号給(人)	2	2
		4号給(人)	6	6
比率 (B) / (A) (%)	66.7	66.7		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補 正 前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ( ) 内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国 の 制 度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	12

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円</li> <li>    〃 （次長級） 3,500 円</li> <li>・ 子1人につき 10,000 円</li> <li>・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下）</li> <li>    子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級）</li> <li>・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円を加算</li> </ul>
住居手当	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃負担者</li> <li>    月額27,000円以下の家賃の者         月額に応じ11,000円を限度に支給</li> <li>    月額27,000円を超える家賃の者         月額に応じ28,000円を限度に支給</li> <li>※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は     上記算出額に5,000円を加算</li> </ul>
通勤手当	同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関等利用者</li> <li>    運賃額に応じ月額55,000円を限度に         6か月ごとに支給</li> <li>・ 交通用具利用者</li> <li>    使用距離に応じ月額31,600円を限度         に6か月ごとに支給</li> </ul>



議案第 4 5 号

令和 5 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度吹田市の公共用地先行取得特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 , 0 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 4 7 3 , 6 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地開発基金借入金		453,735	△87,927	365,808
	1 土地開発基金借入金	453,735	△87,927	365,808
2 繰入金		919,280	△9,999	909,281
	1 一般会計繰入金	919,280	△9,999	909,281
3 財産収入		73,612	124,973	198,585
	1 財産売却収入	73,612	124,973	198,585
歳入合計		1,446,627	27,047	1,473,674

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得費		1,373,015	△97,926	1,275,089
	1 用地取得費	1,373,015	△97,926	1,275,089
2 諸支出金		64,990	124,981	189,971
	1 繰出金	64,990	124,981	189,971
3 公債費		8,622	△8	8,614
	1 公債費	8,622	△8	8,614
歳出合計		1,446,627	27,047	1,473,674

第 2 表 繰越明許費

款	項
1 用 地 取 得 費	1 用 地 取 得 費



事業名	金額
千里丘朝日が丘線用地取得事業	千円 42,065
佐井寺西土地区画整理用地取得事業	324,025

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 土地開発基金借入金

(項) 1 土地開発基金借入金

目	補正前の額	補正額	計
1 土地開発基金借入金	453,735	△ 87,927	365,808
計	453,735	△ 87,927	365,808

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	919,280	△ 9,999	909,281
計	919,280	△ 9,999	909,281

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産売払収入

1 不動産売払収入	73,612	124,973	198,585
計	73,612	124,973	198,585

歳入合計	1,446,627	27,047	1,473,674
------	-----------	--------	-----------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 土地開発基金借入金	△ 87,927	

1 一般会計繰入金	△ 9,999	

1 土地売払収入	124,973	

--	--	--

(款) 1 土地開発基金借入金 (項) 1 土地開発基金借入金  
~ (款) 3 財産収入 (項) 1 財産売払収入

(7)

## 歳出

### (款) 1 用地取得費

#### (項) 1 用地取得費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 千里丘朝日が丘線用地取得費	453,735	△87,927	365,808			△87,927
2 佐井寺西土地区画整理用地取得費	919,280	△9,999	909,281			△9,999
計	1,373,015	△97,926	1,275,089			△97,926

### (款) 2 諸支出金

#### (項) 1 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
1 他会計繰出金	64,990	124,981	189,971			124,981
計	64,990	124,981	189,971			124,981

### (款) 3 公債費

#### (項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
2 利子	10	△8	2			△8
計	8,622	△8	8,614			△8

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	16 公有財産購入費	△46,187	用地購入費
	21 補償、補填及び賠償金	△41,740	支障物件移転補償費ほか
	16 公有財産購入費	△9,999	用地購入費

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	27 繰 出 金	124,981	繰出金

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	22 償還金、利子及び割引料	△8	借入金利子

(款) 1 用地取得費 (項) 1 用地取得費  
～ (款) 3 公債費 (項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国府支出金	地方債	その他
歳出合計	1,446,627	27,047	1,473,674			27,047

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	





議案第46号

令和5年度吹田市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度吹田市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度吹田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業収益	8,592,601千円	△44,956千円	8,547,645千円
第1項	営業収益	7,875,820千円	△53,000千円	7,822,820千円
第2項	営業外収益	716,781千円	8,044千円	724,825千円
		支	出	
第1款	水道事業費用	7,422,356千円	△190,682千円	7,231,674千円
第1項	営業費用	7,178,522千円	△190,682千円	6,987,840千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 3,562,320 千円」を「不足する額 3,427,320 千円」に、「損益勘定留保資金 1,017,755 千円」を「損益勘定留保資金 895,026 千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 485,005 千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 472,734 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
	支			
	出			
第 1 款	資 本 的 支 出	6,148,539 千円	△ 135,000 千円	6,013,539 千円
	第 1 項 建設改良費	5,535,731 千円	△ 135,000 千円	5,400,731 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
( 1 )	職 員 給 与 費	1,359,694 千円	△ 50,682 千円	1,309,012 千円

第 5 条 予算第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(他会計からの補助金)

第 12 条 児童手当の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,044千円と定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

( 2 )

予算に関する説明書

( 3 )

令和5年度 吹田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 水道事業収益			8,592,601
	1 営業収益		7,875,820
		2 その他営業収益	422,922
	2 営業外収益		716,781
		5 他会計補助金	0

支 出

款	項	目	既決予定額
1 水道事業費用			7,422,356
	1 営業費用		7,178,522
		1 浄水送水費	3,579,210
		2 配水給水費	774,911
		4 業務費	460,111
		5 総係費	523,601
		7 資産減耗費	181,969
		8 その他営業費用	105,701
	2 営業外費用		193,834
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	183,833
		2 雑支出	10,000

( 4 )

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 44,956	8,547,645	
△ 53,000	7,822,820	
△ 53,000	369,922	受託事業収益 △ 53,000
8,044	724,825	
8,044	8,044	一般会計補助金 8,044

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 190,682	7,231,674	
△ 190,682	6,987,840	
△ 163,381	3,415,829	給料 △ 10,248 手当等 △ 5,668 賞与等引当金額 △ 773 繰入金額 法定福利費 △ 7,692 委託料 △ 19,000 修繕費 △ 5,000 下水道使用料 △ 8,000 動力費 △ 92,000 薬品費 △ 15,000
△ 8,125	766,786	手当等 △ 1,861 賞与等引当金額 1,032 繰入金額 法定福利費 △ 5,046 報酬 △ 2,250
△ 19,925	440,186	給料 △ 5,951 手当等 △ 8,262 賞与等引当金額 △ 1,312 繰入金額 法定福利費 △ 4,400
△ 9,251	514,350	退職給付引当金額 1,749 繰入金額 光熱費 △ 11,000
60,000	241,969	固定資産除却費 60,000
△ 50,000	55,701	受託事業費 △ 50,000
0	193,834	
△ 5,000	178,833	企業債利息 △ 5,000
5,000	15,000	その他雑支出 5,000

( 5 )

資本的収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額
1 資本的支出			6,148,539
	1 建設改良費		5,535,731
		2 工事費	5,281,739
		3 固定資産取得費	56,573

(注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位 千円)

補正予定額	計	備	考
△ 135,000	6,013,539		
△ 135,000	5,400,731		
△ 130,000	5,151,739	工 事 請 負 費	△ 50,000
		路 面 復 旧 費	△ 80,000
△ 5,000	51,573	工 具 器 具 及 び 備 品	△ 5,000

# 給 与 費

## 1 総 括

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	1	(13) 133	39,518	530,197
補正前	1	(16) 136	41,768	546,396
比 較	0	(△ 3) △ 3	△ 2,250	△ 16,199

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	18,978	27,636	70,306
	補正前	19,740	28,200	71,285
	比 較	△ 762	△ 564	△ 979
区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
補正後	109,612	4,149	1,526	
補正前	113,640	4,149	1,526	
比 較	△ 4,028	0	0	

備考1 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

- 2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和5年12月
- 3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。



# 明 細 書

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
527,404	1,097,119	211,893	1,309,012
542,372	1,130,536	229,158	1,359,694
△ 14,968	△ 33,417	△ 17,265	△ 50,682

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
12,363	12,746	35,075	144,155
13,691	14,140	37,927	148,965
△ 1,328	△ 1,394	△ 2,852	△ 4,810
退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)		
90,728	130		
88,979	130		
1,749	0		

～同6年3月 計99,615千円) を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	1	(0) 133	1,198	530,197
補正前	1	(0) 136	1,198	546,396
比 較	0	△ 3	0	△ 16,199

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	18,978	27,636	70,306
	補正前	19,740	28,200	71,285
	比 較	△ 762	△ 564	△ 979
手 当 の 内 訳	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	109,612	4,149	1,526
	補正前	113,640	4,149	1,526
	比 較	△ 4,028	0	0

- 備考1 ( )内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規  
 2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額(令和5年12月  
 3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
519,265	1,050,660	203,874	1,254,534
534,056	1,081,650	220,824	1,302,474
△ 14,791	△ 30,990	△ 16,950	△ 47,940

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
12,363	12,746	35,075	136,016
13,691	14,140	37,927	140,649
△ 1,328	△ 1,394	△ 2,852	△ 4,633
退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)		
90,728	130		
88,979	130		
1,749	0		

定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を外書きしたもの。  
 ~同6年3月 計99,615千円)を含む。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	0	(13) 0	38,320	0
補正前	0	(16) 0	40,570	0
比 較	0	(△3) 0	△ 2,250	0

手 当 の 内	区 分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0
	補 正 前	0	0	0
	比 較	0	0	0

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時  
ついて外書きしたもの。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
8,139	46,459	8,019	54,478
8,316	48,886	8,334	57,220
△ 177	△ 2,427	△ 315	△ 2,742

期末手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)
8,139	0	0	0
8,316	0	0	0
△ 177	0	0	0

間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員に

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説明	
			(千円)		(千円)
給料	△ 16,199	その他の増減分	△ 16,199		
手当	△ 14,968	その他の増減分	△ 14,968	扶養手当	△ 762
				管理職手当	△ 564
				地域手当	△ 979
				通勤手当	△ 1,328
				住居手当	△ 1,394
				時間外勤務手当	△ 2,852
				期末手当	△ 4,810
				勤勉手当	△ 4,028
				退職手当	1,749

備考 特別職を除く（以下の表において同じ）。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説明	
			(千円)		(千円)
給料	△ 16,199	その他の増減分	△ 16,199		
手当	△ 14,791	その他の増減分	△ 14,791	扶養手当	△ 762
				管理職手当	△ 564
				地域手当	△ 979
				通勤手当	△ 1,328
				住居手当	△ 1,394
				時間外勤務手当	△ 2,852
				期末手当	△ 4,633
				勤勉手当	△ 4,028
				退職手当	1,749

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)
手当	△ 177	その他の増減分	期末手当 △ 177



### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給料

区 分		事務職・技術職
令和6年1月1日現在	平均給料月額	329,980
	平均年齢	43歳2月
令和5年11月1日現在	平均給料月額	322,307円
	平均年齢	43歳0月

備考 短時間勤務職員を除く。

#### (2) 初任給

区分	事務職・技術職 (円)	一般会計の制度 行政職 (円)
高校卒	170,900	170,900
大学卒	196,200	196,200

(3) 等級別職員数

区 分	事務職 ・ 技術職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1等級	1	0.8
	2等級	4	3.0
	3等級	15	11.3
	4等級	23	17.3
	5等級	33	24.8
	6等級	29	21.8
	7等級	28	21.1
	計	133	100.0
令和5年11月1日現在	1等級	1	0.8
	2等級	4	3.0
	3等級	15	11.3
	4等級	23	17.3
	5等級	33	24.8
	6等級	29	21.8
	7等級	28	21.1
	計	133	100.0

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
事務職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職員
技術職							

## (4) 特殊勤務手当

区 分	事務職・技術職
給料総額に対する比率	0.2%
支給対象職員の比率 (令和6年1月1日現在)	39.1%
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,773円
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業手当 主任技術者等手当

## (5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有 (無)
補正前	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有 (無)
一般会計の制度	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有 (無)

備考 ( ) 内は、再任用職員の支給状況。

## (6) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支給率	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709

## (7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

## 令和5年度 吹田市水道事業補正予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
1 固定資産	51,134,790	△ 182,729	50,952,061
(1) 有形固定資産	50,884,332	△ 182,729	50,701,603
2 流動資産	6,688,510	299,752	6,988,262
(1) 現金・預金	5,729,059	327,278	6,056,337
(2) 未収金	916,785	△ 27,526	889,259
合 計	57,823,300	117,023	57,940,323

貸方科目	既決予定額	補正予定額	計
3 固定負債	20,931,341	△ 19,648	20,911,693
(2) 引当金	1,087,928	△ 19,648	1,068,280
4 流動負債	3,566,791	9,244	3,576,035
(2) 未払金	2,357,994	10,297	2,368,291
(6) 引当金	100,668	△ 1,053	99,615
7 剰余金	4,060,491	127,427	4,187,918
(2) 利益剰余金	4,048,873	127,427	4,176,300
合 計	57,823,300	117,023	57,940,323

(注)本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

## 令和5年度 吹田市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	1,764,294	204,549	1,968,843
当年度純利益	690,477	127,427	817,904
固定資産除却費	86,374	60,000	146,374
退職給付引当金の増減額	88,979	△ 19,648	69,331
賞与等引当金の増減額	5,098	△ 1,053	4,045
支払利息	183,833	△ 5,000	178,833
業務活動による資産及び負債の増減額	△ 402,726	37,823	△ 364,903
小計	1,948,127	199,549	2,147,676
支払利息	△ 183,833	5,000	△ 178,833
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,740,084	122,729	△ 4,617,355
有形固定資産の取得による支出	△ 4,829,012	122,729	△ 4,706,283
資金増減額	△ 1,097,597	327,278	△ 770,319
資金期末残高	5,729,059	327,278	6,056,337

(注)本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。

議案第 47 号

令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第 1 条 令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和5年度吹田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	9,692,916 千円	△ 88,958 千円	9,603,958 千円
第 1 項 営業収益	7,723,823 千円	△ 25,069 千円	7,698,754 千円
第 2 項 営業外収益	1,616,871 千円	47,009 千円	1,663,880 千円
第 3 項 特別利益	352,222 千円	△ 110,898 千円	241,324 千円
( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	9,380,349 千円	△ 605,613 千円	8,774,736 千円
第 1 項 営業費用	8,594,640 千円	△ 388,274 千円	8,206,366 千円
第 2 項 営業外費用	469,403 千円	△ 10,825 千円	458,578 千円
第 3 項 特別損失	316,306 千円	△ 206,514 千円	109,792 千円

( 1 )

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額3,046,389千円」を「不足する額3,001,941千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額234,096千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額274,228千円」に、「建設改良積立金28,238千円」を「建設改良積立金12,074千円」に、「損益勘定留保資金1,619,692千円」を「損益勘定留保資金1,551,276千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
	収	入	
第 1 款 資本的収入	4,451,913 千円	△ 585,981 千円	3,865,932 千円
第 1 項 企業債	3,289,100 千円	△ 581,400 千円	2,707,700 千円
第 3 項 国庫補助金	1,079,850 千円	22,369 千円	1,102,219 千円
第 4 項 負担金等	59,144 千円	△ 26,950 千円	32,194 千円

( 科 目 )	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
	支	出	
第 1 款 資本的支出	7,498,302 千円	△ 630,429 千円	6,867,873 千円
第 1 項 建設改良費	4,475,689 千円	△ 619,571 千円	3,856,118 千円
第 3 項 固定資産購入費	39,128 千円	△ 10,858 千円	28,270 千円

( 2 )

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

廃止

事 項	期 間	限 度 額
雨水管理総合計画策定業務	令和6年度	36,575千円
千里山污水・雨水管路整備 実施設計業務	令和5年度から令和7年度まで	101,816千円

変更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
南吹田下水処理場 汚泥焼却施設解体撤去工事	令和6年度	775,665千円	令和6年度から 令和7年度まで	1,049,680千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた企業債のうち下水道建設事業の起債の限度額

「3,289,100千円」を「2,707,700千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない

経費を次のとおり改める。

(科 目)	( 既決予定額 )	( 補正予定額 )	( 計 )
( 1 ) 職員給与費	941,231 千円	△ 44,694 千円	896,537 千円

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

( 3 )

# 予算に関する説明書

令和5年度 吹田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 下水道事業 収益			9,692,916
	1 営業収益		7,723,823
		1 下水道使用料	4,876,821
		2 他会計負担金	2,836,342
	2 営業外収益		1,616,871
		2 他会計負担金	53,696
		3 長期前受金戻入	1,459,383
		4 国庫補助金	87,550
		5 雑収益	15,686
	3 特別利益		352,222
6 他会計負担金		169,856	

支 出

款	項	目	既決予定額
1 下水道事業 費用			9,380,349
	1 営業費用		8,594,640
		1 管渠費	544,981

( 4 )



(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 88,958	9,603,958		
△ 25,069	7,698,754		
59,066	4,935,887	下水道使用料	59,066
△ 84,135	2,752,207	雨水処理負担金	△ 84,135
47,009	1,663,880		
△ 2,923	50,773	一般会計負担金	△ 2,923
12,410	1,471,793	長期前受金戻入	12,410
△ 6,150	81,400	国庫補助金	△ 6,150
43,672	59,358	その他雑収益	43,672
△ 110,898	241,324		
△ 110,898	58,958	雨水処理負担金	△ 110,898

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 605,613	8,774,736		
△ 388,274	8,206,366		
△ 40,242	504,739	給料	△ 2,800
		手当等	△ 4,680
		法定福利費	△ 1,000
		賞与等引当金額	7
		繰入額	
		光熱水費	△ 105
		通信運搬費	△ 143
		賃借料	△ 85
		委託料	△ 31,436

( 5 )

款	項	目	既決予定額
		2 ポンプ場費	145,564
		3 処理場費	1,935,090
		5 普及指導費	36,903
		6 業務費	303,196

( 6 )

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 13,525	132,039	手 当 等 法 定 福 利 費 賞 与 等 引 当 金 額 繰 入 金 額 動 力 費 修 繕 費 通 信 運 搬 費	△ 560 △ 70 △ 18 △ 10,000 △ 2,706 △ 171
△ 212,423	1,722,667	給 料 手 当 等 法 定 福 利 費 賞 与 等 引 当 金 額 繰 入 金 額 薬 品 費 光 熱 水 費 動 力 費 通 信 運 搬 費 賃 借 料 委 託 料 負 担 金	△ 5,000 △ 7,500 △ 4,000 241 △ 340 △ 2,100 △ 170,000 △ 924 △ 100 △ 22,660 △ 40
△ 1,506	35,397	手 当 等 賞 与 等 引 当 金 額 繰 入 金 額 委 託 料 助 成 金	△ 280 △ 26 △ 900 △ 300
△ 2,129	301,067	給 料 手 当 等 法 定 福 利 費 賞 与 等 引 当 金 額 繰 入 金 額	△ 700 △ 990 △ 200 △ 239

( 7 )

款	項	目	既決予定額
		7 総 係 費	489,508
		8 流域下水道 管理運営負担金	1,291,559
		9 減価償却費	3,712,110
	2 営業外費用		469,403
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	418,198
		3 雑 支 出	17,205
	3 特別損失		316,306
		5 その他特別損失	316,306

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
△ 40,729	448,779	給 料 △ 3,600 手 当 等 △ 6,153 法 定 福 利 費 △ 1,000 賞 与 等 引 当 金 額 △ 244 繰 入 金 額 退 職 給 付 引 当 金 額 5,185 繰 入 金 額 委 託 料 △ 29,393 負 担 金 △ 6,156 貸 倒 引 当 金 額 632
△ 74,382	1,217,177	負 担 金 △ 74,382
△ 3,338	3,708,772	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費 △ 3,281 無 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費 △ 57
△ 10,825	458,578	
△ 12,720	405,478	企 業 債 利 息 △ 12,720
1,895	19,100	そ の 他 雑 支 出 1,895
△ 206,514	109,792	
△ 206,514	109,792	有 形 固 定 資 産 除 却 費 △ 206,514

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 資本的收入			4,451,913
	1 企業債		3,289,100
		1 企業債	3,289,100
	3 国庫補助金		1,079,850
		1 国庫補助金	1,079,850
	4 負担金等		59,144
2 工事負担金		59,100	

支 出

款	項	目	既決予定額
1 資本的支出			7,498,302
	1 建設改良費		4,475,689
		1 管渠建設改良費	4,093,240

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 585,981	3,865,932		
△ 581,400	2,707,700		
△ 581,400	2,707,700	建設改良債	△ 581,400
22,369	1,102,219		
22,369	1,102,219	国庫補助金	22,369
△ 26,950	32,194		
△ 26,950	32,150	工事負担金	△ 26,950

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 630,429	6,867,873		
△ 619,571	3,856,118		
△ 651,854	3,441,386	給料	△ 300
		手当等	△ 2,160
		賞与等引当金額	146
		賃借料	△ 1,453
		委託料	△ 86,695
		工事請負費	△ 456,202
		補償費	△ 105,190

款	項	目	既決予定額
		2 ポンプ場建設改良費	36,003
		3 処理場建設改良費	214,517
		4 流域下水道 建設費負担金	131,929
	3 固定資産購入費		39,128
		2 無形固定資産購入費	34,679

(注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。



(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 12,526	23,477	委 託 料	△ 899
		工 事 請 負 費	△ 11,627
91,800	306,317	給 料	△ 4,200
		手 当 等	△ 3,630
		法 定 福 利 費	△ 1,100
		賞 与 等 引 当 金 額	177
		繰 入 金 額	
		委 託 料	△ 7,051
		工 事 請 負 費	107,604
△ 46,991	84,938	負 担 金	△ 46,991
△ 10,858	28,270		
△ 10,858	23,821	ソ フ ト ウ ェ ア	△ 10,858

# 給 与 費

## 1 総 括

区 分	職 員 数	給 与	
	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補 正 後	92 (14)	24,241	368,352
補 正 前	94 (14)	24,241	384,952
比 較	△2 (0)	0	△ 16,600

手 当 等	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	11,368	16,774	48,661
	補 正 前	11,868	17,874	50,271
	比 較	△ 500	△ 1,100	△ 1,610
の 内 訳	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	71,566	0	0
	補 正 前	82,538	0	0
	比 較	△ 10,972	0	0

備考1 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたものの。

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

# 明 細 書

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当等 (千円)	計 (千円)		
363,699	756,292	140,245	896,537
384,392	793,585	147,646	941,231
△ 20,693	△ 37,293	△ 7,401	△ 44,694

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
10,736	4,765	23,272	92,218
10,996	4,765	24,892	102,699
△ 260	0	△ 1,620	△ 10,481
特殊勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
538	6,656	76,776	369
538	6,656	70,926	369
0	0	5,850	0

5年12月～同6年3月 計 32,946千円) を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与	
	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補 正 後	92 (2)	0	368,352
補 正 前	94 (2)	0	384,952
比 較	△2 (0)	0	△ 16,600

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	11,368	16,774	48,661
	補 正 前	11,868	17,874	50,271
	比 較	△ 500	△ 1,100	△ 1,610
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	71,566	0	0
	補 正 前	82,538	0	0
	比 較	△ 10,972	0	0

備考1 ( )内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

- 2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和
- 3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当等 (千円)	計 (千円)		
358,769	727,121	135,672	862,793
379,462	764,414	143,073	907,487
△ 20,693	△ 37,293	△ 7,401	△ 44,694

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
10,736	4,765	23,272	87,288
10,996	4,765	24,892	97,769
△ 260	0	△ 1,620	△ 10,481
特殊勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
538	6,656	76,776	369
538	6,656	70,926	369
0	0	5,850	0

5年12月～同6年3月 計 32,946千円) を含む。

2 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説明	
			(千円)		(千円)
給料	△ 16,600	その他の増減分	△ 16,600		
手当等	△ 20,693	その他の増減分	△ 20,693	扶養手当	△ 500
				管理職手当	△ 1,100
				地域手当	△ 1,610
				通勤手当	△ 260
				時間外勤務手当	△ 1,620
				期末手当	△ 10,481
				勤勉手当	△ 10,972
				退職手当	5,850

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説明	
			(千円)		(千円)
給料	△ 16,600	その他の増減分	△ 16,600		
手当等	△ 20,693	その他の増減分	△ 20,693	扶養手当	△ 500
				管理職手当	△ 1,100
				地域手当	△ 1,610
				通勤手当	△ 260
				時間外勤務手当	△ 1,620
				期末手当	△ 10,481
				勤勉手当	△ 10,972
				退職手当	5,850

3 給料及び手当等の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		行政職	技能・労務職
令和6年1月1日現在	平均給料月額	324,511円	
	平均年齢	43歳 9月	
令和5年11月1日現在	平均給料月額	316,480円	
	平均年齢	43歳 7月	

備考 短時間勤務職員を除く。

(2) 初任給

区分	行政職 (円)	技能・労務職 (円)	一般会計の制度	
			行政職(円)	技能・労務職(円)
高校卒	170,900	170,900	170,900	170,900
大学卒	196,200		196,200	



(3) 等級別職員数

区 分	行 政 職			技能・労務職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1等級	1	1.1	1等級		
	2等級	3	3.3	2等級		
	3等級	10	10.9	3等級		
	4等級	11	11.9			
	5等級	27	29.3			
	6等級	24	26.1			
		(2)	(100.0)			
	7等級	16	17.4			
計	92	100.0	計			
	(2)	(100.0)				
令和5年11月1日現在	1等級	1	1.1	1等級		
	2等級	3	3.3	2等級		
	3等級	10	10.9	3等級		
	4等級	11	11.9			
	5等級	27	29.3			
	6等級	24	26.1			
		(2)	(100.0)			
	7等級	16	17.4			
計	92	100.0	計			
	(2)	(100.0)				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
技能・ 労務職	総括主任	主任	一般職				

## (4) 特殊勤務手当

区 分	全職種	行政職	技能・労務職
給料総額に対する比率	0.1%	0.1%	
支給対象職員の比率 (令和6年1月1日現在)	9.6%	9.6%	
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,231円		
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業特殊勤務手当 主任技術者等特殊勤務手当		

## (5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有 (無)
補正前	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有 (無)
一般会計の制度	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有 (無)

備考 ( ) 内は、再任用職員の支給状況。

## (6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支給率	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709

## (7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同



## 債務負担行為に関する調書

### 廃止

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	損益勘定 留保資金等
雨水管理総合計画 策定業務	千円 36,575	—	—	令和6年度	36,575	千円 0	千円 10,000	千円 26,575
千里山污水・雨水管路 整備実施設計業務	101,816	—	—	令和5年度 から 令和7年度 まで	101,816	62,800	39,000	16

### 変更

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	損益勘定 留保資金等
南吹田下水処理場 汚泥焼却施設解体 撤去工事	千円 775,665	—	—	令和6年度	775,665	千円 0	千円 0	千円 775,665

(注) 本表は、前回の債務負担行為に関する調書と異同のあるもののみを記載しました。

変 更 後							
限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源 内 訳		
	期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
千円		千円		千円	千円	千円	千円
1,049,680	-	-	令和6年度 から 令和7年度 まで	1,049,680	0	0	1,049,680

令和5年度 吹田市下水道事業補正予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
1 固定資産	94,045,604	△ 580,470	93,465,134
(1) 有形固定資産	89,940,059	△ 527,938	89,412,121
(2) 無形固定資産	3,734,574	△ 52,532	3,682,042
2 流動資産	6,901,458	136,618	7,038,076
(1) 現金・預金	5,901,274	120,287	6,021,561
(2) 未収金	1,000,184	16,331	1,016,515
合 計	100,947,062	△ 443,852	100,503,210

貸方科目	既決予定額	補正予定額	計
3 固定負債	28,809,460	△ 584,683	28,224,777
(1) 企業債	28,137,277	△ 581,400	27,555,877
(2) 引当金	307,450	△ 3,283	304,167
4 流動負債	5,654,300	△ 299,175	5,355,125
(2) 未払金	2,913,199	△ 299,219	2,613,980
(4) 引当金	32,902	44	32,946
5 繰延収益	35,552,528	△ 16,991	35,535,537
(1) 長期前受金	35,552,528	△ 16,991	35,535,537
7 剰余金	5,712,618	456,997	6,169,615
(2) 利益剰余金	2,659,561	456,997	3,116,558
合 計	100,947,062	△ 443,852	100,503,210

(注) 本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和5年度 吹田市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	2,228,810	364,550	2,593,360
当年度純利益	191,312	456,997	648,309
減価償却費	3,712,110	△ 3,338	3,708,772
退職給付引当金の増減額	67,140	△ 3,283	63,857
賞与等引当金の増減額	395	△ 279	116
貸倒引当金の増減額	△ 94	760	666
長期前受金戻入額	△ 1,459,383	△ 12,410	△ 1,471,793
支払利息及び企業債取扱諸費	418,198	△ 12,720	405,478
未収金の増減額	△ 35,965	△ 44,041	△ 80,006
未払金の増減額	△ 200,069	△ 29,856	△ 229,925
小計	2,646,452	351,830	2,998,282
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 418,198	12,720	△ 405,478
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,042,628	337,137	△ 1,705,491
有形固定資産の取得による支出	△ 3,923,952	314,768	△ 3,609,184
国庫補助金による収入	1,495,313	22,369	1,517,682
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	925,915	△ 581,400	344,515
建設改良費等の財源に 充てるための企業債による収入	3,909,400	△ 581,400	3,328,000
資金増減額	1,112,097	120,287	1,232,384
資金期末残高	5,901,274	120,287	6,021,561

(注) 本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。





